

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月7日

【会社名】 シスコ・システムズ・インク
(Cisco Systems, Inc.)

【代表者の役職氏名】 上席副社長、コーポレート・コントローラー兼
最高会計責任者
プラット・S. バット
(Prat S. Bhatt, Senior Vice President, Corporate Controller
and Chief Accounting Officer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、95134-1706 カリフォルニア州
サンノゼ市ウエスト・タスマン・ドライブ170 番地
(170 West Tasman Drive, San Jose, California
95134-1706, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 石 井 禎

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03) 6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 東 崎 雅 夫
弁護士 桐 山 大 地
弁護士 杉 山 日 那 子

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03) 6271-9900

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 シスコ・システムズ・インク
記名式額面普通株式(額面金額0.001米ドル)の取得に係る
新株予約権証券
当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であ
る。

【届出の対象とした募集金額】 0.00米ドル(0円)(注1)
(見込額) 7,566,039米ドル(801,394,851円) (注2) (注3)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 なし

- (注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。
- (注2) 新株予約権証券の発行価額の総額と本新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。
- (注3) かかる見込額の詳細については第一部証券情報を参照のこと。
- (注1) 本書において、文脈上別異に解すべき場合又は別段の指示がある場合を除き、「当社」又は「シスコ・システムズ・インク」とは、文脈に応じてシスコ・システムズ・インク又はシスコ・システムズ・インク及びその子会社を意味する。
- (注2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」、「米ドル」又は「\$」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1ドル=105.92円の換算率(平成26年10月16日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。
- (注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	390,002個(見込数)(注1)
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	自2014年11月20日至2014年12月17日(注2)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	申し込みは当社の社内ウェブサイトで電磁的に行われる。書面での申込の場合は、以下に送付する。 シスコ・システムズ・インク グローバル・ストック・プラン・サービシーズ アメリカ合衆国、95134-1706、カリフォルニア州 サンノゼ市ウエスト・タスマン・ドライブ170 番地 SJC11/1/1
割当日	2015年1月1日
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

(注1)本新株予約権の目的となる株式数と同数を記載した。

(注2)申込期間中、適格従業員(以下に定義)は本プラン(以下に定義)への参加、または本プランへの参加の継続を選択することができる。適格従業員が次の実施期間への参加を希望する場合(但し、プラン参加者は参加を要求されない)、プラン参加者は当社が申込のために定める指示に従わなければならない。次の実施期間は2015年1月1日に開始する。従って便宜上、上記申込期間とは、適格従業員に対する本新株予約権に関する通知を行う日を意味する。

(摘要)

プランの採択及び対象者

本募集は、1990年1月3日開催の当社取締役会(以下「取締役会」という。)会議で採択され、2009年7月23日開催の取締役会会議における決議において直近の修正・更新が承認され、2009年11月12日開催の当社年次株主総会で承認されたシスコ・システムズ・インク・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン及びシスコ・システムズ・インク・インターナショナル・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン(総称して以下「プラン」という。)に基づくものである。

本募集においては、日本における以下の会社の適格従業員(以下に定義)1,288名がプランに参加する資格を有する。
シスコ・システムズ合同会社(当社の100%間接所有子会社)

プランの目的

本プランの目的は、当社及び当社の指定関連会社(プランにおいて定義)のプランに参加する適格性を有する従業員(以下、「適格従業員」と言う。)に対し、従業員株式購入プランとしての適格基準を満たすべく設計された本プランへの参加を通して、当社の財産持分を取得する機会を提供することにある。

プランの実施

適格従業員は、プランに加入し、各購入期間における自動的な給与天引きを通じて自己の適格所得（プランにて定義）の1-10%を拠出することにより、プランへの「参加者」となることができる。プランは毎年1月及び7月の最初の取引日に開始する連続した24ヶ月の実施期間中に、6ヶ月からなる購入期間4期を設け、実施される。参加者は、適用購入期間における自己の報酬の給与天引により株式購入資金を拠出し、米国ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット（以下、「NASDAQ」という。）における当社普通株式の、各24ヶ月の実施期間の最初の取引日における公正市場価格又は当該6ヶ月間の購入期間の最後の取引日における公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額である、購入期間における価格により、当社普通株式（各々につき、「株式」）を購入することができる。但し、新たに始まる購入期間の最初の取引日における公正市場価格が、現在進行中の2年間の実施期間の最初の取引日における公正市場価格よりも低い場合、より低い公正市場価格による恩恵を享受することができる様、現在進行中の実施期間の適用対象者である適格従業員全てについても、新たに始まる2年間の実施期間が自動的に適用される。本募集にかかわる購入期間（自2015年1月1日至2015年6月30日）における適格従業員による最大拠出額（本募集の対象となる日本における全適格従業員がプランに参加し、かつ全参加者が給与の10%を拠出したと仮定した場合の金額）は、7,566,049米ドル（801,395,859円）となるものと見込まれる。上記「発行数」は、かかる最大拠出額を2014年10月16日の当社普通株式のNASDAQにおける終値22.82ドル（2,417円）の85%の値（19.40ドル（2,055円））で除することにより算出したものである。なお、プランへの参加の表明及び給与天引率の決定に関しては、各参加者は、委員会が規定する様式及び方法により行うものとする。

プランの運営及び管理

プランは、取締役会または取締役会によって指名された2人以上の取締役によって構成された委員会によって管理運営される。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質</p>	<p>本新株予約権は、本プランに基づき、各購入期間内において自己の報酬の最大10%を株式購入資金として拠出し、NASDAQにおける株式の、各2年間の実施期間（6ヶ月からなる購入期間4期により構成される）の最初の取引日における公正市場価格又は6ヶ月の購入期間の最後の取引日における公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額により、株式を購入することができる権利である。（但し、本プランに定める通り、参加者は給与天引率を自己の適格所得の1%から10%の間で選択することができる。）最終的な購入価格は、購入日まで明らかにはならない。</p> <p>したがって、株式の時価が下落した場合には、本新株予約権に適用される購入価額も下落し、その結果、本新株予約権の行使により参加者が取得することとなる株式数は増加する。但し、拠出金の額は予め定められた金額による為、株価の下落によって変動することはない。</p> <p>本プランにおいては、各購入期間における参加者の拠出額を、NASDAQにおける株式の、各2年間の実施期間の最初の取引日における公正市場価格又は6ヶ月の購入期間の最後の取引日における公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額で除すことにより、割当株式数が決定される。但し、上述の通り、拠出金の額は予め定められた金額による為、本新株予約権の行使に際して支払われるべき金額の総額は株価によって変動することはない。</p> <p>本新株予約権は、当社及び当社関連会社の適格従業員に対し、本プランへの参加を通して当社の財産持分を取得する機会を提供することを目的としたものである。適格従業員による参加は任意であり、本新株予約権の行使に際して支払われるべき金額は、各参加者が自己の報酬の10%を上限として各自決定する拠出額により決まるため、上記の払込金額について下限は定められていない。また、本プランにより参加者に発行可能な総株式数は合計471.4百万株であり、購入日（購入期間の最後の米国の営業日）に参加者によって購入可能な最大株式数は22,500株である。</p> <p>各参加者の購入権の対象となる株式は、購入期間の最後の米国の営業日に、参加者のために自動的に購入される。当社の決定による、当社による新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はない。但し、以下の場合、当社の新株予約権は消滅し、これにより新株予約権が行使されない可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者が購入期間中、プランから脱退した場合 ・購入期間が付与されている間に、参加者が当社又は指定関連会社の適格従業員でなくなった場合 <p>また、株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合若しくは交換、会社の分離又は分割、企業再編、清算、又はその他類似の事由が生じた場合、本新株予約権の対象となる株式及びその数は、プラン運営者がその裁量により適当とみなす方法をもって調整される可能性がある。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>シスコ・システムズ・インク 記名式顔面普通株式(額面金額0.001米ドル)(注1)(注2)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>新株予約権1個につき1株 全体で390,002株(見込数)(注2)(注3)(注4)</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>新株予約権1個につき、 19.40米ドル(2,055円)(見込額)(注5)</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	7,566,039米ドル(801,394,851円)(見込額)(注6)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:19.40米ドル(2,055円) 資本金組入額:0.001米ドル(0.1円) (発行価格については見込額)(注5)
新株予約権の行使期間	自2015年1月1日 至2015年6月30日(注7)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	チャールズ・シュワブ・アンド・カンパニー・インク ストック・プラン・サービシーズ アメリカ合衆国80124 コロラド州 ローン・ツリー市 シュワブウェイ 9800 モルガン・スタンレー・ウェルス・マネジメント グローバル・ストック・プラン・サービシーズ アメリカ合衆国10004 ニューヨーク州 ニューヨーク市 ワン・ニューヨーク・プラザ 38 th フロア
新株予約権の行使の条件	購入期間中、プランから脱退しないこと。 プラン第7条(b)の株式購入限度を超えないこと。 その他プランに記載される条件に従うこと。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当なし。購入期間が付与されている間に、プラン参加者が適格従業員でなくなり、発行済の新株予約権が残存する場合、又はプラン参加者がプランへの参加から脱退した場合には、新株予約権は直ちに消滅し、かかる旧参加者のために株式が購入されることはない。その他プランに記載される条件を参照のこと。(注8)
新株予約権の譲渡に関する事項	プラン参加者の死亡後、当該プラン参加者の権利を遺言又は相続及び遺産分割に関する法律に従い移転する場合を除き、本新株予約権を譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当なし(組織再編成行為が行われ、当社が存続会社とならない場合には、新株予約権は自動行使される。その他プランに記載される条件を参照のこと。)

(注1) 本新株予約権の目的となる株式は、当社の新規発行普通株式を使用する予定である。

(注2) 株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合若しくは交換、会社の分離又は分割、企業再編、清算、又はその他類似の事由が生じた場合、本新株予約権の対象となる株式及びその数は、プラン運営者がその裁量により適当とみなす方法をもって調整される可能性がある。

(注3) 各プラン参加者の新株予約権は、その行使日において、購入期間中に給与天引きを通じて株式購入のために拠出した資金によって、NASDAQにおける株式の、各2年間の実施期間の最初の取引日における公正市場価格又は当該6ヶ月間の購入期間の最後の取引日における公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額(1株当たり)である購入期間における適用価格を購入価額として、各参加者の名義においてシスコ・システムズ・インク株式を購入するために、当社により自動的に行使される。したがって、各プラン参加者が購入することのできる株式数は、同金額の決定後でなければ算出できないため、本募集時点においては、本新株予約権の目的となる株式の総数は確定しない。

そこで、便宜上、購入期間における適格従業員による最大拠出見込額(本募集の対象となる日本の適格従業員全員がプランに参加し、かつプラン参加者全員が自己の給与の10%を拠出したと仮定した場合の金額)7,566,049米ドル(801,395,859円)を、2014年10月16日のNASDAQにおけるシスコ・システムズ・インク株式の公正市場価格22.82ドル(2,417円)の85%の価格(19.40ドル(2,055円))で除すことにより、本新株予約権の目的となるシスコ・システムズ・インク株式の最大見込数を算定し、これを本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。

(注4) プラン第6条(b)に従い、本新株予約権の対象となる株式数が調整を受ける場合がある。

(注5) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である(注3参照)。そこで、便宜上、2014年10月16日におけるNASDAQにおけるシスコ・システムズ・インク株式の公正市場価格(22.82ドル(2,417円))の85%の価格(19.40ドル(2,055円))とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。

- (注6) 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は未定である(注3参照)。そこで、見積購入株式数を見積購入価額で乗じた金額を見積額として記載した。
- (注7) 当該購入期間の最終取引日において、プラン参加者の新株予約権は全て自動的に行使される。
- (注8) 雇用終了後の拠出金の取扱いに関する詳細については、プラン第7条(e)を参照のこと。

(摘要)

新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当：参加者は、本プラン第7条(f)により、参加者のために株式が実際に購入される時点までの間、プランに基づき参加者に付与された、本新株予約権の対象となる株式に関し、株主としてのいかなる権利も持たない。購入日前の利益配当、分配又はその他権利について、調整が行われることはない(本プラン第7条(h))。

株券の交付方法：新株予約権の行使により取得した株式は、参加者に発行され、当社の米国における指定証券仲買業者の管理する証券口座に預け入れられる。通常、新株予約権の行使時に、参加者に対して、株券は発行・交付されない。

(注記)

取締役会または取締役会の報酬委員会は、随時、本プランを改訂、修正、中断、中止させることができる。

行使価額修正条項付新株予約権付社債等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランは、適格従業員に対し、本プランへの参加を通して、当社の財産持分を取得する機会を提供するために導入された。適格従業員に対して本プランに基づく新株予約権を付与し、当社の財産持分を取得する機会を提供することにより、適格従業員が、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを有することが期待され、また同時に、当社の発展に必要な不可欠な競争力ある人材の獲得・維持が期待できる。これにより、当社の既存株主は本プランに基づく新株予約権の付与による利益を享受することが可能である。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は、本プラン及び本プラン運営者が用意した所定の登録申込書に定められるものとする。

提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
7,566,039米ドル (801,394,851円) (注)	0米ドル (0円)	7,566,039米ドル (801,394,851円)

(注) 本募集の対象となる適格従業員全員がプランに参加し、かつプラン参加者全員が自己の給与の10%を拠出したと仮定した場合の金額である。

(2) 【手取金の使途】

株式購入権の行使によって得られる差引手取総額の概算額7,566,039米ドル(801,394,851円)は、設備投資及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2 【売出要項】

該当事項なし。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他】

1 【法律意見】

当社の法務担当上席法律顧問であるミーガン・コバックス氏より以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、カリフォルニア州法に基づく会社として適法に設立され、有効に存続している。
- (2) 当社は、本有価証券届出書の記述に従い、適法に新株予約権証券の募集を行い、かつ、かかる新株予約権の対象となる株式の発行及び売出しを適法に行うことができる。
- (3) 当社による、又は当社の為の本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）の関東財務局長に対する提出は、適法に授權されている。
- (4) 当社を代理して本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）に署名し、日本国関東財務局長に提出することその他日本における新株予約権証券の募集の届出に関する一切の行為につき、石井禎、東崎雅夫、桐山大地及び杉山日那子の各氏は、各々個別に、当社により当社の日本における代理人として適法に指名されている。

2【その他の記載事項】

「シスコ・システムズ・インク・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン」及び「シスコ・システムズ・インク・インターナショナル・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン」の訳文を以下に掲げる。

シスコ・システムズ・インク
エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン
(2009年11月12日付け発効の修正更新)

1. 本プランの目的

シスコ・システムズ・インク・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン(以下「本プラン」という。)の目的は、当社の適格従業員及び当社の関連会社の適格従業員に、内国歳入法第423条に基づく「従業員株式購入プラン」としての適格を有することを意図して設計された本プランへの参加を通じて、当社の所有者としての利益を享受する機会を提供することにある(但し、当社はかかる適格性の維持について、何らの保証又は表明も行っていない)。また、本プランは、当社又は当社の関連会社、或いは米国外の特定地域における特定関連会社の適格従業員を対象に、税法、証券法規上、望ましい目的、若しくはその他の目的を達成するべく設計され、プラン運営者によって採択された追補に基づき、内国歳入法第423条の定める適格性を有さない株式購入権の付与についても承認する。

2. 定義

本プランの運営のため、以下の用語について下記のとおり定義する。

- 2.1 「追補」とは、サブプランの一部としてプラン運営者によって採択された規則、手続き、又はサブプランを指し、かかる追補に基づき、内国歳入法第423条の定める「従業員株式購入プラン」の要件を満たさない株式購入権が、サブプラン第5条の定める米国以外の特定地域における適格従業員に対して付与され得る。
- 2.2 「取締役会」とは、当社の取締役会をいう。
- 2.3 「シスコ・エンティティ」とは、当社が利害関係を有する共同事業に関与している当社、人物、団体に共通の統制に基づいて支配し、或いは支配されている当社、人物、団体等をいう。
- 2.4 「当社」とは、カリフォルニア州法人、シスコ・システムズ・インク、及び本プランを適切な手続によって採用する全ての或いは重要な全てのシスコ・システムズ・インクの資産または議決権の承継者をいう。
- 2.5 「関連会社」とは、(内国歳入法第424条に規定されているとおり、)当社のすべての親会社または子会社をいい、本プランの効力発生後の当社のすべての親会社または子会社を含む。
- 2.6 「指定関連会社」とは、当社がその株式又は資本又は利益持分を直接或いは間接的に保有する企業、パートナーシップ、ジョイントベンチャー又はその他事業であり、かかる企業、パートナーシップ、ジョイントベンチャー又はその他事業に関して、指揮する、或いは経営及び方針を指示する権限を当社が有するものを指し、追補に基づき、内国歳入法第423条の定める適格性を有さないプラン及びサブプランへの参加に際し、プラン運営者によって指定されるものである。
- 2.7 「効力発生日」とは、当社の株主が本修正及び更新を承認した日を指す。
- 2.8 「適格所得」とは、(i)1以上のシスコ・エンティティから支払われる定期的基本所得、()加入者のために内国歳入法第401条(k)プラン、内国歳入法第125条プラン又はあらゆる非適格繰延報酬プランに拠出される所得の繰延べによる拠出金、及び()ボーナス、残業手当、及び手数料を合算したものをいう。()全ての利益分配、非適格繰延報酬、福祉給付及びその他の従業員給付プラン並びにその他のインセンティブ報酬、及び()当社またはシスコ・エンティティによる、現在または将来設立される従業員給付プラン又は福祉プランに基づく加入者の利益のための(内国歳入法第401条(k)プラン、内国歳入法第125条プラン又は非適格繰延報酬プランへの所得繰延による拠出金以外の)全ての拠出金については、適格所得の算定から除外される。

- 2.9 「従業員」とは、内国歳入法3401条の意味するところにおいて、当社又はその他加入会社により、雇用されている人物をいう。
- 2.10 「加入者」とは、本プランに加入している加入会社の従業員である。
- 2.11 「加入会社」とは、当社、関連会社及びプラン運営者から、随時、加入会社として指定される外部団体をいう。
- 2.12 「株式」とは、当社の普通株式をいう。
- 2.13 「サブプラン」とは、修正及び更新された当社のインターナショナル・エンプロイー・ストック・パーチェス・プランをいう。

3. 本プランの運営

本プランは、取締役会または取締役会によって随時指名される2人以上の取締役によって構成された委員会(「プラン運営者」)によって運営される。本プランの運営者(取締役会または委員会)は、本プランを運営する完全な権限を有し、その権限には、内国歳入法第423条の要求に準拠するために必要と考えられる本プランを解釈し、本プランに関する規則及び規制を制定する権限、また、当社又は当社の関連会社、或いは米国外の特定地域における特定関連会社の適格従業員を対象に、税法、証券法規上、望ましい目的、若しくはその他の目的を達成するべく設計された追補を採択する権限を含む。本プランの運営者(又はその指定する者)の決定は終局的なものとし、本プランに利害を有する一切の者を拘束するものとする。

4. 購入期間

- (a) 株式は、()本プラン及びサブプランに基づき発行することができる最大限の株式が購入される時まで、または()本プランが第9条に従って終了する時まで、一連の連続した期間を通じて、継続して本プランに基づいて、従業員の購入のために提供される。
- (b) ()本プランが当社の株主に承認される時まで、または()当社が、1933年証券法(改正後)の全ての要求、当社株式が上場されている証券取引所の全ての規制、その他法律または規則によって制定された全ての要求に準拠する時まで、本プランに基づいて付与されたいかなる株式購入権も行使されず、また、いかなる株式も本プランに基づいて発行されない。
- (c) 本プランは、一連の連続した期間実施され、各期間は(1購入期間は24ヶ月を超えてはならない。)、本プランの運営者によって、購入期間の開始日の前に決定される。購入期間は、本プランの運営者の決定に従って、いつでも開始される。本プラン期間中に、四半期或いは半期の間隔が入ることもある。本プランの運営者は、本プランの開始日及び購入期間を、購入期間の開始の前に告知する。
- (d) 加入者は、加入していた期間毎に、独立した株式購入権を付与される。株式購入権は、購入期間の開始日に付与され、購入期間の最後の米国の営業日、またはそれよりも早い日に自動的に行使される。
- (e) 従業員は、一度に1購入期間のみに加入できる。従って、従業員が現在の購入期間終了日の前に、新しい購入期間への加入を希望する場合、当該従業員は、現在の購入期間から脱退しなければならない。また、従業員は、本プランの運営者が、その裁量で要求する時期及び条件に従って、新しい購入期間の開始日の前に、新しい購入期間に登録しなければならない。本プランの運営者は、裁量で、ある購入期間から脱退した従業員に対して、本プランに基づき新しい購入期間に再登録する前に、1購入期間待機するように要求することができる。

5. 適格性及び加入

(a) 本プランの購入期間の開始日に加入会社の従業員である者は、本プランの当該購入期間への加入適格を有するものとする。本プランの運営者は、その裁量により、本プランへの加入適格を有する従業員を、1週間に20時間以上勤務する、若しくは1年間の内5ヶ月以上の間、定期的に勤務する従業員に限定することができる。

(b) 特定の購入期間に本プランに加入するためには、従業員は、本プラン運営者が用意した所定の登録申込書(購入契約書、給与天引承認書を含む。)を作成し、本プランの運営者が、その裁量により指定した日までに、その登録申込書を本プランの運営者または指定された者に提出しなければならない。

(c) 本プランに基づく株式購入のために、加入者によって承認された給与天引は、購入権が付与されている期間に加入者に支払われた適格所得の1%の倍数であるが、(i)1購入権につき加入者の適格所得の10%及び(ii)1購入権につき当該適格所得から天引きされるその他全ての金額を控除後の適格所得の100%のうち、いずれか低い額を上限とする。当セクション5(c)の上記(ii)の限定は、当プランのみに適用されるものであり、サブプランには適用されない。承認された給与の天引率は、購入権が付与されている期間全体を通して、維持され有効であるが、加入者が、購入権が付与されている購入期間の終了の前に、適切な申請書を提出して、給与の天引率を下げた場合には、この限りではない。申請書の提出後実施可能な限り早く、低減された給与の天引率が適用されることになる。ただし、給与の天引は、下記の7.(d)または(e)に従って加入者の購入権が消滅すると、自動的に中止される。

6. 本プランの対象株式

(a) 本プランに基づき加入者によって購入可能な株式には、授権済未発行の新株が充当される。本プラン及び追補を含め、添付Aとして添付されるサブプランに基づき加入者に発行可能な総株式数は、合計で471.4百万株(下記(b)による調整を受ける。)を超えることはない。この株式準備は、2009年7月23日開催の取締役会報酬委員会によって承認され、2009年度年次株主総会の承認を条件とする150百万株の株式の増加を含む。

(b) (I)合併・統合、組織再編、(II)株式配当、株式分割、資本再構成、株式の併合その他発行済株式に影響を与える変更のために、本プランに基づき購入可能な株式に対して変更がなされた場合、そのような変更が、7.(k)の取引に関連して発生した場合でない限り、本プランの運営者によって、()本プラン及びサブプランの条項に基づき発行可能な総株式の種類及び最大数、()1加入者によって購入日に購入可能な株式の種類及び最大数、及び()本プランに基づき付与された各購入権の対象となる株式の種類及び最大数並びに1株当たりの価格、に適当な調整が加えられる。

7. 株式購入権

特定の購入期間について、本プランに加入する従業員は、下記に規定される条項、条件の株式購入権を取得し、そのような条項、条件及び本プラン運営者が望ましいと考えるその他の規則(本プランと矛盾しないものに限る。)を具体化する株式購入契約を締結する。

(a) 購入価格

1株あたりの米ドルの購入価格は、()当社株式の購入期間の最初の取引日における公正市場価格又は()購入期間の最終の取引日における公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額とする。公正市場価格の決定のために(本プランに基づくその他全ての評価目的のため)、所定日の当社株式の1株当たりの公正市場価格は、主要取引で取引時に公式に価格が決定した当該所定日の最終売値、または、そのような取引がない場合には、米国ナスダック市場によって報告される当該所定日の最終売値(気配値)とする。全く株式の売買取引がない場合には、気配値が存在する翌日の当社株式の最終売値が、公正市場価格を決定する。

(b) 購入可能株式数

株式購入権の行使により加入者が購入可能な株式数は、購入権が付与されていた各購入期間の給与の天引を通じて加入者から徴収した金額を、その購入期間に適用される購入価格で除することで算定される株式数である。加入者の個人勘定に残っている金額については自動的に加入者に払い戻される。ただし、購入日に加入者によって購入可能な最大株式数は22,500株である(6.(b)による調整を受ける。)。そして、その制限のために、加入者のために株式の購入に充当されなかった金額は加入者に払い戻される。

従業員が、権利付与後直ちに、当社の総議決権または全ての種類の株式価値の5%以上の株式、または株式を購入できるオプション権その他の権利を、取得(内国歳入法425条参照)・保有した場合、本プランに基づいて購入権が従業員に付与されることはない。

さらに、8.の留保制限規定が、全ての購入権に適用される。

(c) 支払

本プランに基づく株式購入に対する支払は、加入者によって承認された給与天引によってなされる。給与の天引は、下記の7.(d)または(e)により購入期間が早期終了しない限り、その購入期間の開始日と同じかその直後の最初の給与支払日に始まり、購入期間の最終日と同じかその直前の最終の給与支払日に終了する。天引きされた金額は、加入者のために当社の口座で保管されるが、その残高に対する利息は支払われない。従業員から天引きされた金額は、当社の通常の資産と区別されることなく管理され、当社の通常の事業目的のために利用されることもある。

(d) 購入期間からの脱退

() 加入者は、本プラン運営者がその裁量により要求する期限までに、所定の通知書を本プラン運営者に提出することによって、購入期間から脱退することができる。それ以降、その購入期間について、当該加入者からの給与天引はされなくなり、加入者は、その購入期間について脱退日までに天引きされた給与について、(A)当初天引きされた通貨で払戻しを受けるか、(B)給与の天引額をそのまま維持し、購入期間最終日の株式購入に充当するかを選択することができる。そのような選択がなされない場合には、給与天引きされた金額は、自動的に購入期間の最終日に、当初天引きされた通貨で払い戻されることになる。

() 特定の購入期間からの加入者の脱退は、取消不能であり、当該加入者が、その後の購入期間に再加入を望む場合には、当該加入者は(新しい購入契約と給与天引承認書を、適時に提出することによる)再申込み手続きを行うことが必要になる。

(e) 雇用の終了/休職

下記の7.(1)の場合を除き、加入者が、購入権が付与されている間に、従業員でなくなった場合には、その購入権は、直ちに消滅し、消滅した購入権に係る購入期間の間にそれまでに積立てられていた金額全額が、即座に当該加入者に払い戻される。しかしながら、加入者が、従業員でいる間に、死亡、永続的な身体障害となった場合、または休職により勤務の継続を中断した場合には、加入者(または、遺言または相続及び遺産分割に関する法律によって、死亡した加入者の本プランに基づく権利の移転を受けた人物)は、()加入者が従業員でなくなった時点或いは休職の開始の時点での加入者の個人勘定の全ての積立金を引き出して受け取るか、()その積立金をそのまま維持し、購入期間最終日の株式購入に充当するかについて、死亡、永続的な身体障害が生じた、または休職が開始した購入期間の最終日までに行使することができる選択権を有する。そのような選択がなされない場合には、その積立金は、株式購入に充当するために、自動的に購入期間の最終日まで維持される。ただし、雇用の終了または休職の開始以降に、加入者の給与口座からさらに、給与の天引きがなされることはない。当該加入者が、(x)休職の開始以降90日以内に、または、(y)法律・契約により付与された加入者の当社に対する再雇用を要求できる権利の期間満了前に、勤務に復帰した場合、本プランに基づく給与の天引きは、当該加入者の復帰時点で、休職が開始した時の天引き率で、自動的に再開される。そして、新しい購入期間が休職期間に開始していた場合には、加入者は、休職が開始した時の給与天引き率で、その新しい購入期間に自動的に登録される。ただし、加入者が実際の勤務に復帰するまで、その購入期間の給与の天引きは開始されない。他方、休職から(x)または(y)の期間を超過して職場に復帰した従業員については、その後の購入期間に関して、本プランでは新しい従業員として取り扱われる。従って、その後の加入を希望する購入期間の開始までに(所定の申込書を、適時に提出することによる)本プランへの再登録手続が必要になる。

本プランにおいては、加入者は、a)加入者が当社または加入会社との間の雇用を継続している限り、従業員とみなされ、加入者は、b)加入者が、死亡または最低12ヶ月の症状の継続が予想される医学上重大な肉体的、精神的損傷により、実質的な勤務に従事することができない場合には、永続的な身体障害とみなされる。

(f) 株式購入

各加入者の購入権(購入権が、7.(d)、(e)によりすでに消滅してしまった加入者を除く。)の対象となる株式は、購入期間の最後の米国の営業日に、加入者のために自動的に購入される。株式購入は、各加入者の勘定に積立てられていた金額を、必要に応じて米国ドルに換算して、その購入期間の購入価格で、全て当社株式(7.(b)の最大購入株式数の制限を受ける。)の取得に充当されることにより行われる。

(g) 購入権の割当

付与されている購入権によって、特定の日に購入されるべき総株式数が、本プラン及びサブプランに基づいて発行可能な株式数を超過する場合、本プラン運営者は、一定の不公平のない方法で、発行可能な株式を比例配分する。そして、加入者の勘定に積立てられた残額については、株式購入には充当されず、当初天引きされた通貨で加入者に対して払戻される。

(h) 株主権

加入者は、7.(f)により加入者のために実際に株式が購入されるまでの間、本プランに基づいて加入者に付与された購入権によって取得されるであろう株式に関して、株主としてのいかなる権利も有しない。購入日前の利益配当、分配その他の権利についても、いかなる調整もなされない。

(i) ESPPブローカー勘定

加入者のために購入された株式は、当社が加入者のために、当社が指名したブローカー会社に設定した株式委託勘定に、直接委託される。委託勘定は、ESPPブローカー勘定といわれる。本プラン運営者は、その決定により適切な本プランについての方針と手続を採用する。その方針と手続には、米国連邦税法に基づくそれらの株式の非適格要件を回避するための必要期間経過前の加入者のESPPブローカー勘定からの株式の移転に関するものを包含する。

(j) 譲渡可能性

本プランに基づく購入権は、遺言または相続・遺産分割に関する法律によらない限り、譲渡または移転させることができない。そして、加入者の生存期間中は、加入者のみとその購入権を行使することができる。

(k) 当社の合併・解散

当社または当社の株主が、(当社が存続会社となるかどうかとは無関係な、主に当社が設立される州の変更をもたらす組織再編、完全子会社との合併・統合、当社の株主またはその株式保有に重要な変更を及ぼさないその他の取引以外の)当社が存続会社とはならない売却、合併、組織再編により、全ての若しくはほとんど全ての当社の資産または発行済株式を処分する契約を締結した場合、または、当社が解散する場合には、本プランに基づき付与されていた全ての株式購入権は、そのような売却、合併、組織再編、解散が成立する直前に、直ちに上記の取引が生じた購入期間に加入者によってすでに積立てられていた合計額を、全て株式購入に充当することによって、自動的に行使される(ただし、7.(b)の制限の適用を受ける。)

(l) 取得及び処分

本プラン運営者は、その唯一確定的な決定により、内国歳入法423条に基づく原則に従って、合併による他社またはそのビジネスの取得、組織再編または資産の購入に関連して当社の従業員になった個人のためだけに、特別の購入期間を設けることができ、また、特定の加入会社の全て、或いは一部、または当社の一部の処分に関連して、購入期間と購入権が付与されていたが当社の従業員でなくなった個人のためだけに、本プランの他の条項にかかわらず、本プランの運営者がその状況において適当であると考える条件・条項の下に、特別の購入日を設定することができる。

8. 留保制限

(a) ()本プランに基づいて付与されたその他の株式購入権に関して留保された株式取得権と、()当社または当社の関連会社のその他のエンプロイヤー・ストック・パーチェス・プラン(内国歳入法423条参照)に基づいて留保された同種の権利を合計すると、株式購入権の付与が、加入者に、権利が付与されている各暦年ごとに、当社または当社の関連会社の株式を25,000米ドル超購入することを可能にする場合には(株式の価額は、株式取得権が加入者に付与された時点での公正市場価額によって決定される。)、加入者が、本プランに基づいて付与された株式購入権によって株式を取得する権利を留保することは認められない。

(b) 前項の留保制限を適用するために、本プランに基づいて付与された株式購入権により株式を取得できる権利は、以下のように留保される。

- () 株式購入権により株式を取得できる権利は、株式購入権の付与されている各購入期間の最終営業日に、株式購入権が最初に行使可能となった時に、留保される。
- () 各株式購入権による株式取得権は、加入者がすでに同一暦年にすでに、加入者によって留保されていた単一または複数の株式購入権によって価額25,000米ドル超の株式取得権を留保していた場合(株式の価額は、株式取得権が加入者に付与された時点での公正市場価額によって決定される。)、株式購入権に基づく株式取得権を留保することができない。
- () 8.(a)の制限により、特定の購入期間について、単一または複数の加入者の株式取得権を留保できない場合、その株式購入権に関連してその購入期間に給与天引された額は、当初天引きされた通貨で直ちに払い戻される。

(c) 本プランの8.と本プラン及び本プランに基づいて発行された文書の条項とが相違する場合、本プランの8.が効力を有する。

9. 本プランの終了及び修正

(a) 取締役会または取締役会の報酬委員会は、随時、本プランを改定、修正、中断、中止させることができる。ただし、適用される法律、規制又は既定の遵守が不可欠、若しくはそれが望ましい場合を除き、そのような決定が本プランに基づいてすでに付与された株式購入権には悪影響を与えない場合、且つ、取締役会又は取締役会の報酬委員会によるかかる行為が、株主の承認を経ずに、本プランに基づいて発行可能な株式数の増加(6.(b)、7.(b)に基づく調整を除く。)、本プランにおいて特定される購入価格の引き下げを目的とした購入価格の決定方法の改定、若しくは本プランへの加入適格要件に対する重要な修正を促さない場合に限る。

(b) 株主の承認なしに、また、加入権が「悪影響」を受けたと認識されるか否かに拘らず、プラン運営者は、第9条(a)に基づき認められた内容に加え、且つ、当該内容に関する制限なしに、購入期間を取り消す又は変更すること、購入期間中の天引の頻度及び/又は金額の変更回数を制限すること、ドル建て以外で天引された金額に適用される交換率を設定すること、適切に作成された申込用紙について当社側による手続きの遅延又はミスの調整を目的に加入者によって指定された金額を超える給与と天引を許可すること、各加入者について加入者の適格所得から天引された金額に適切に相応する株式の購入に適用される金額を確保するべく、合理的な待機及び調整期間、及び/又は会計及び計上手続きを設定すること、並びにプラン運営者がその裁量により本プランに合致するものとして推奨されると判断するその他制限又は手続きを設定すること、に関する権限が認められている。

10. 一般条項

(a) 本プランは、(i)2020年1月3日と、(ii)本プラン及びサブプランに基づいて発行可能な株式が、本プラン及びサブプランに基づいて行使された株式購入権によって全て発行・売出された時、のいずれか早い時点で終了する。本プランの期間を2010年1月3日から2020年1月3日に延長することについては、2009年度年次株主総会における株主の承認を条件とする。

(b) 本プランの運営のための全ての費用・支出は、当社が負担する。

(c) 本プラン設置に係る当社の処置、本プランに基づく取締役または本プラン運営者の処置、本プランのいかなる条項も、いずれも、従業員に、当社または当社の関連会社に一定期間継続して勤務する権利を与えるものではなく、理由の有無を問わず、いつでもその雇用関係を終了させることができる。

(d) 本プランの条項は、カリフォルニア州の州際私法の規定にかかわらず、カリフォルニア州法に準拠し、カリフォルニア州法に従って解釈されるものとする。

シスコ・システムズ・インク
インターナショナル・エンプロイヤー・ストック・パーチェス・プラン
(シスコ・システムズ・インク・エンプロイヤー・ストック・パーチェス・プランのサブプラン)
(2009年11月12日付け発効の修正更新)

1. 本プランの目的

シスコ・システムズ・インク・インターナショナル・エンプロイヤー・ストック・パーチェス・プランは、シスコ・システムズ・インク・エンプロイヤー・ストック・パーチェス・プランのサブプランであるが(以下「サブプラン」という。)、その目的は、当社の外国子会社の適格従業員に、定期的な時間的間隔において、当社の普通株式を取得することを通じて、当社の所有者としての利益を享受する機会を提供することにある。サブプランに基づき付与される購入権は、当該プランに対する追補において定められる場合を除き、内国歳入法第423条に基づく適格性を満たすことを意図している(但し、当社はかかる適格性の維持について、何らの保証又は表明も行っていない)。

サブプランの全ての条項は、ここで規定される場合を除いて、米国プランに準拠している。

サブプランは、指定された効力発生日にその効力を生じる。

2. 定義

米国プラン第2条に規定された定義は、下記に用語が定義されている場合を除き、サブプランに準用される。

- 2.1 「歳入法」とは、改訂済米国1986年内国歳入法をいう。
- 2.2 「適格所得」とは、1以上の外国子会社またはシスコ・エンティティから加入者に支払われる定期的基本所得に、残業手当、ボーナス、手数料並びに13、14ヶ月目の月次給与或いは現地法に基づく類似概念を加算したものをいう。(I)全ての利益配当及び株式インセンティブ報酬からの収入を含むその他のインセンティブ型の報酬、(II)現在または将来の従業員福利プランに基づいて加入者の利益のために、外国子会社又はその他のシスコ・エンティティによってなされる全ての拠出金は、基本所得の算定にあたって除外される。
- 2.3 「効力発生日」は、当社の株主がサブプランを含む本プランの修正及び更新を承認した日を指す。ただし、プラン運営者によって2009年11月12日以降に本サブプランへの加入が選択された外国子会社に関しては、その加入者について、その後の効力発生日を指定することになる。
- 2.4 「従業員」とは、サブプランに対する追補に定められる場合を除き、米国プランにおいて定められる者を指す。
- 2.5 「外国子会社」とは、プラン運営者によって本サブプランへの加入が選択された、米国以外に拠点を置く関係企業又は指定関連会社を指す。指定関連会社はサブプランに対する追補の定めるところによってのみ、本サブプランに加入することができる。
- 2.6 「加入者」とは、自らサブプランに加入している外国子会社の従業員をいう。
- 2.7 「米国プラン」とは、当社の修正済みエンプロイヤー・ストック・パーチェス・プランをいう。

3. 運営

サブプランは、米国プラン第3条の規定に従って運営される。

4. 購入期間

購入期間は、プラン運営者の決定に応じて随時開始され、サブプランの期間中に、四半期または半期の時間的間隔が入ることもある。

5. 適格性及び加入

(a) 追補の定めるところを除き、若しくは、プラン運営者が米国プラン第5条(a)に定める裁量権を行使し、本プラン又は本サブプランへの加入について、1週間に20時間以上勤務する、或いは1年間の内5ヶ月以上の間、定期的に勤務する従業員に制限する場合を除き、サブプランの購入期間の開始日に外国子会社の従業員である者は、サブプランの当該購入期間への加入適格を有するものとする。

(b) 特定の購入期間にサブプランに加入するために、従業員は、プラン運営者が用意した所定の登録申込書(購入契約書、給与天引承認書を含む。)を作成し、プラン運営者が、その裁量により指定した日までに、その登録申込書をプラン運営者(または指定された者)に提出しなければならない。

6. サブプランの対象株式

サブプラン(これに対する追補を含む)に基づき加入者によって購入可能な株式には、米国プランの下で準備されている株式が利用される。そして、サブプランに基づいて発行された全ての株式は、そのまま、米国プランに基づいてその後発行可能な株式数を減少させる。

7. 株式購入権

特定の購入期間にサブプランに加入する従業員は、下記に規定される条項、条件の株式購入権を取得し、そのような条項、条件及びプラン運営者が望ましいと考えるその他の規則を具体化する株式購入契約を締結する。

(a) 購入価格

米国プラン第7条(a)の規定に従って、米ドル建て購入価格が決定される。

(b) 購入可能株式数

米国プラン第7条(b)の規定に従って、加入者にとって購入可能な株式数が決定される。

(c) 支払

プラン運営者又はサブプランに対する追補又はその書類がサブプランに対する追補として構成される購入契約書又はこれに対する付属書類によって別に定められている場合を除き、サブプランに基づく株式購入に対する支払は、加入者によって承認された給与天引によってなされる。かかる給与天引は、以下に定める第7条(e)または(f)により早期終了しない限り、当該購入期間の開始日と同じか、または直後の最初の給与支払日に始まり、購入期間の最終日と同じかその直前の最終の給与支払日に終了する。積立てられた金額は、サブプランの加入者の個人勘定に、米ドルに換算されるまで、外国子会社から支払われた通貨で計上される。従って、サブプランに基づく全ての株式の購入は、購入期間の給与天引またはその他の承認された拠出金を換算して、米ドルでなされる。加入者のために当社の帳簿上一時的に残高が生じるが、法律で要求されない限り、またサブプランに対する追補、或いは、その書類がサブプランに対する追補として構成される購入契約書又はこれに対する付属書類において定められる場合を除き、その残高に対する利息は支払われない。従業員によって積立てられた金額は、法律で要求されない限り、またサブプランに対する追補、或いは、その書類がサブプランに対する追補として構成される購入契約書又はこれに対する付属書類において定められる場合を除き、当社又は外国子会社の通常の資産と区別されることなく管理され、当社の通常の事業目的のために利用されることもある。

(d) 米ドルへの換算

加入者により購入可能な株式数を決定するために、各購入期間に各加入者の個人勘定に計上された給与天引額又は承認された拠出金は、その購入期間の株式購入日に、その日の実勢為替レートにより、米ドルに換算される。プラン運営者は、合理的な方法により(関係会社間の財務取引の換算のために、当社によって実際に利用されているその月の社内為替レートを利用することも、特に制限なく、認められる。)、各購入日に適用される換算率を決定する確定的な決定権を有している。加入者のために積立てられた給与天引額またはその他の承認された拠出金を、各購入日に米ドルに換算するための為替レートの全ての変更および変動は、加入者のみによって負担されることになる。

(e) 購入期間からの脱退

サブプランに対する追補、或いは、その書類がサブプランに対する追補として構成される購入契約書又はこれに対する付属書類において定められる場合を除き、購入期間からの脱退については、米国プラン第7条(e)の規定が準用される。

(f) 雇用の終了/休職

下記の第7条(g)又は(o)の場合を除き、加入者が、購入権が付与されている間に、従業員でなくなった場合には、その購入権は、直ちに消滅し、消滅した購入権に係る購入期間の間にそれまでに積立てられていた金額全額が、即座に、外国子会社によって支払われた通貨で、当該加入者に払い戻される。しかしながら、加入者が、従業員でいる間に、死亡又は永続的な身体障害となった場合、または休職により勤務の継続を中断した場合、加入者(または、遺言または相続及び遺産分割に関する法律によって、死亡した加入者のサブプランに基づく権利の移転を受けた人物)は、()加入者が従業員でなくなった時点或いは休職の開始の時点で加入者の個人勘定の全ての積立金を引き出して受け取るか(外国子会社によって支払われた通貨で、支払われることになる。)、()その積立金をそのまま維持し、購入期間最終日の株式購入に充当するかについて、死亡、永続的な身体障害が生じたまたは休職が開始した購入期間の最終日までに行使することができる選択権を有する。そのような選択がなされない場合には、その積立金は、株式購入に充当するため、自動的に購入期間の最終日まで維持される。ただし、適用される法律、規制又は規定で要求されない限り、またサブプランに対する追補、或いは、その書類がサブプランに対する追補として構成される購入契約書又はこれに対する付属書類において定められる場合を除き、雇用の終了または休職の開始以降に、加入者の個人勘定からさらに、給与の天引きがなされることはない。当該加入者が、(x)休職の開始以降90日以内に、または、(y)法律・契約により付与された加入者の外国子会社対して再雇用を要求できる権利の期間満了前に、勤務に復帰した場合、サブプランに基づく給与の天引又はその他拠出は、当該加入者の復帰時点で、休職が開始した時の天引率で、自動的に再開される。そして、新しい購入期間が休職期間に開始していた場合には、加入者は、休職が開始した時の給与天引率で、その購入期間に自動的に登録される。ただし、加入者が実際の勤務に復帰するまで、その購入期間の給与の天引又は承認された拠出は開始されない。他方、休職から(x)または(y)の期間を超過して職場に復帰した従業員については、その後の購入期間に関して、サブプランでは新しい従業員として取り扱われる。従って、加入を希望するその後の購入期間の開始までに(適時に、所定の申込書を提出することによる)サブプランへの再登録手続が必要になる。

サブプランにおいては、加入者は、(a)加入者が外国子会社との間の雇用を継続している限り、従業員とみなされ、また、(b)加入者が、死亡または最低12ヶ月の症状の継続が予想される医学上重大な肉体的、精神的損傷により、実質的な勤務に従事することができない場合には、永続的な身体障害とみなされる。

(g) 従業員の異動

購入期間中、(i)外国子会社の従業員である加入者が異動し、当社の従業員となった場合、又は(ii)サブプランに対する追補に加入している外国子会社の従業員である加入者が異動し、サブプラン(これに対する追補のないもの)に加入している外国子会社の従業員となった場合、当該加入者は、規定の通り、引き続きサブプラン又はサブプランに対する追補の加入者となり、その後も継続してサブプランの加入者のまま、従業員の異動が発生した購入期間の開始に当たり、かかる加入者の雇用を開始した外国子会社の従業員であったときと同様に、次の購入日まで、給与の天引又はその他承認された拠出は継続して行われる。購入期間中、(i)米国プランの加入者である当社の従業員が異動し、外国子会社の従業員となった場合、又は(ii)サブプランに加入する外国子会社の従業員である加入者が異動し、サブプランに対する追補に加入する外国子会社の従業員となった場合、当該加入者は規定の通り、その時点においてサブプラン又は追補に基づいて実施されている購入期間については、自動的に、当該加入者の異動先である外国子会社に適用されるサブプラン又はサブプランに対する追補の加入者となり、異動前に米国プラン又はサブプランに基づいて計上されていた当該加入者の個人勘定の残高は、規定の通り、サブプラン又は追補に基づき当該加入者のために開設される個人勘定として移行される。かかる残高は、サブプラン又は追補に基づく購入期間の残期間に、当該加入者の異動先である外国子会社によってその加入者から徴収したすべての給与天引またはその他の承認された拠出金とともに、規定の通り、(米国ドルに換算されて、)サブプラン又は追補に基づく次の株式購入日の株式購入に充当される。

購入期間中に米国内或いは米国外の拠点に異動された当社従業員は、当社の単独裁量権に基づき決定される場所において、可能な限り上記に定める概念に見合う様、処されるものとする。

(h) 株式購入

サブプランに対する追補、或いは、その書類がサブプランに対する追補として構成される購入契約書又はこれに対する付属書類において定められる場合を除き、株式購入については、米国プラン第7条(f)の規定が準用される。

(i) 購入権の割当

サブプランに対する追補、或いは、その書類がサブプランに対する追補として構成される購入契約書又はこれに対する付属書類において定められる場合を除き、購入権の割当については、米国プラン第7条(g)の規定が準用される。

(j) 株主権

株主権については、米国プラン第7条(h)の規定が準用される。

(k) ESPPブローカー勘定

サブプランに対する追補、或いは、その書類がサブプランに対する追補として構成される購入契約書又はこれに対する付属書類において定められる場合を除き、ESPPブローカー勘定については、米国プラン第7条(i)の規定が準用される。

(l) 現地法に準拠するための株式譲渡/売却の追加的制限

現地法(特に制限なく、証券法及び外国為替法を含む。)に準拠するために、当社は、加入者に対して、加入者のために購入された株式を、売却するまで、加入者のESPPブローカー勘定で管理することを要求することがある。サブプランに対する追補(又はその書類がサブプランに対する追補として構成される購入契約書又はこれに対する付属書類)は、購入日に加入者が取得した株式の即時売却を規定することがある。

(m) 譲渡可能性

サブプランに対する追補、或いは、その書類がサブプランに対する追補として構成される購入契約書又はこれに対する付属書類において定められる場合を除き、株式購入権の譲渡可能性については、米国プラン第7条(j)の規定が準用される。

(n) 当社の合併・解散

当社または当社の株主が、(当社が存続会社となるかどうかとは無関係な、主に当社が設立される州の変更をもたらす組織再編、完全子会社との合併・統合、当社の株主またはその株式保有に重要な変更を及ぼさないその他の取引以外の)当社が存続会社とはならない売却、合併、組織再編により、全ての若しくはほとんど全ての当社の資産または発行済株式を処分する契約を締結した場合、または、当社が解散する場合には、サブプランに基づき付与されていた全ての株式購入権は、そのような売却、合併、組織再編、解散が成立する直前に、上記の取引が生じた購入期間に加入者によってすでに積立てられていた合計額を、米国ドルに換算して、全て株式購入に充当することによって、自動的に行使される(ただし、第7条(b)の制限の適用を受ける。)。上記の取引時点で米国ドルに換算されていない給与天引またはその他の承認された拠出金は、上記の取引が行われたときの実勢為替レートで、外国子会社に支払われた通貨から米国ドルに換算されるが、各購入について、購入可能株式に対する制限は、そのまま受ける。当社が、合併、または、全てのまたはほとんど全ての外国子会社の資産または発行済み株式の売却を通じて、サブプランに加入している外国子会社を売却し、或いはその他の方法でその持分を処分した場合には、付与されていた株式購入権は、その株式購入権が外国子会社の従業員に帰属する限り、前述と同様に、その処分の実施日の直前に行使される。

(o) 取得及び処分

プラン運営者は、その唯一絶対の決定により、合併による他社またはそのビジネスの取得、組織再編または資産の購入に関連して当社の従業員になった個人のためだけに、特別の購入期間を設けることができ、また、特定の外国子会社全ての或いは一部の処分に関連して、購入期間と購入権が付与されていたが、当社の従業員でなくなった個人のためだけに、本プランの他の条項にかかわらず、プラン運営者がその状況において適当であると考える条件・条項の下に、特別の購入日を設定することができる。

(p) 税金、源泉徴収及びその他必要な控除

加入者の購入権又はかかる購入権に基づき取得した株式持分が、税金又はその他強制控除の対象となる時点において、加入者は、加入者、当社、及び/又は外国子会社に対して適用される納税義務、源泉徴収義務又はその他強制控除の全てについて、適切な準備を行うこととする。当社及び/又は外国子会社は、加入者の給与又は加入者へのその他支払いから、かかる納税義務、源泉徴収義務又は強制控除を満たすに必要な金額を源泉徴収する、若しくは株式持分の売却による利益から源泉徴収する、若しくは当社及び/又は外国子会社が適切と考えるその他の方法により源泉徴収することができるが、必ずしもこれを義務付けられるものではない。当社及び/又は外国子会社は、かかる納税義務、源泉徴収義務又は強制控除を満たす上で当社及び/又は外国子会社が必要と考えるその他行為を行う権利を有する。

8. 留保制限

サブプランに対する追補、或いは、その書類がサブプランに対する追補として構成される購入契約書又はこれに対する付属書類において定められる場合を除き、留保制限については、米国プラン第8条の規定が準用される。

9. サブプランの終了及び修正

サブプランの終了及び修正については、米国プラン第9条の規定が準用される。ただし、取締役会又は取締役会の報酬委員会によって、追補は改定、修正、中断、中止されることがある。

10. 一般条項

- (a) サブプランの運営のための全ての費用・支出は、その外国子会社が負担する。
- (b) サブプラン設置に係る当社の処置、サブプランに基づく取締役またはプラン運営者の処置、サブプランのいかなる条項も、いずれも、従業員に、当社または外国子会社に一定期間継続して勤務する権利を与えるものではなく、理由の有無を問わず、いつでもその雇用関係を終了させることができる。
- (c) 個々の外国子会社に対する追加的或いは別個の規定が、サブプランに対する追補又はその書類がサブプランに対する追補として構成される購入契約書又はこれに対する付属書類において、設けられることがある。そのような追補は、その適用を受ける外国子会社に対しては、完全な強制力及び効力を有する。そのような追補の規定とサブプランの規定に矛盾が生じた場合には、追補の規定が優先する。サブプラン又は追補において別段の定めがない限り、追補の対象となる購入権は機能し、サブプランに基づき付与されるその他全ての購入権と同様に運営される。
- (d) サブプラン及びこれに対する追補の条項は、プラン運営者によって規定されない限り、カリフォルニア州の州際私法の規定にかかわらず、カリフォルニア州法に準拠し、カリフォルニア州法に従って解釈されるものとする。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【追完情報】

1. 財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象等に係る情報

1) 長期社債の発行

2014年3月3日、当社は以下のとおり、元本総額80億ドルの無担保シニア債を発行した。

2015年満期変動利付債 2015年満期変動利付債の元本総額は8億5000万ドルである。当該社債は2015年9月3日に満期を迎え、3ヶ月物LIBORに年利0.05%を上乗せした変動利率による利息が付く。当該利息は2014年6月3日より各年の3月3日、6月3日、9月3日及び12月3日の四半期毎に更改、支払が行われる。2015年満期変動利付債を任意償還することはできない。

2017年満期変動利付債 2017年満期変動利付債の元本総額は10億ドルである。当該社債は2017年3月3日に満期を迎え、3ヶ月物LIBORに年利0.28%を上乗せした変動利率による利息が付く。当該利息は2014年6月3日より各年の3月3日、6月3日、9月3日及び12月3日の四半期毎に更改、支払が行われる。2017年満期変動利付債を任意償還することはできない。

2019年満期変動利付債 2019年満期変動利付債の元本総額は5億ドルである。当該社債は2019年3月1日に満期を迎え、3ヶ月物LIBORに年利0.50%を上乗せした変動利率による利息が付く。当該利息は2014年6月1日より各年の3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日の四半期毎に更改、支払が行われる。2019年満期変動利付債を任意償還することはできない。

1.100%2017年満期シニア債 2017年満期の1.100%シニア債(「2017年確定利付債」)の元本総額は24億ドルである。当該シニア債は2017年3月3日に満期を迎え、1.100%の固定年利による利息が付く。当該利息は2014年9月3日より各年の3月3日及び9月3日の年2回支払われる。当社は下記の該当する「メイクホール・プレミアム」の償還価格により、随時、2017年確定利付債の一部又は全部を任意償還する選択をすることができる。

2.125%2019年満期シニア債 2019年満期の2.125%シニア債(「2019年確定利付債」)の元本総額は17億5000万ドルである。当該シニア債は2019年3月1日に満期を迎え、2.125%の固定年利による利息が付く。当該利息は2014年9月1日より各年の3月1日及び9月1日の年2回支払われる。当社は下記の該当する「メイクホール・プレミアム」の償還価格により、随時、2019年確定利付債の一部又は全部を任意償還する選択をすることができる。

2.900%2021年満期シニア債 2021年満期の2.900%シニア債(「2021年確定利付債」)の元本総額は5億ドルである。当該シニア債は2021年3月4日に満期を迎え、2.900%の固定年利による利息が付く。当該利息は2014年9月4日より各年の3月4日及び9月4日の年2回支払われる。当社は下記の該当する「メイクホール・プレミアム」の償還価格により、随時、2021年確定利付債の一部又は全部を任意償還する選択をすることができる。

3.625%2024年満期シニア債 2024年満期の3.625%シニア債(「2024年確定利付債」)の元本総額は10億ドルである。当該シニア債は2024年3月4日に満期を迎え、3.625%の固定年利による利息が付く。当該利息は2014年9月4日より各年の3月4日及び9月4日の年2回支払われる。当社は下記の該当する「メイクホール・プレミアム」の償還価格により、随時、2024年確定利付債の一部又は全部を任意償還する選択をすることができる。

「メイクホール・プレミアム」の償還価格とは、(a)償還されるシニア債の元本額の100%、(b)該当するトレジャリー・レート(当該社債において定義される。)に2017年確定利付債については10ベースポイント、2019年確定利付債については10ベースポイント、2021年確定利付債については15ベースポイント、2024年確定利付債については、15ベースポイントを上乗せしたレートにおいて、半期ベースに(30日間を1ヶ月とした12ヶ月からなる360日を1年と仮定する。)、償還日まで割り引かれた支払予定残額の現在価値の合計、のいずれか大きい額に相当するものをいう。経過利息は、償還日(但し償還日当日を含まない。)までの利息が支払われる。

社債は無担保で、その他既存及び将来の全ての無担保シニア債と同等の支払権を有する。当該社債はその構造上当社子会社の全ての負債に劣後する。

2) 人員削減計画の発表

2014年8月、当社は全世界の従業員数の約8%にあたる約6,000人が対象となる人員削減計画を発表した。2015年度第1四半期から同計画を実行する予定である。当社は、退職手当及び特別解雇給付並びにその他関連費用による税引前費用として、最高700百万ドルを認識することになると見込んでいる。これらの費用は基本的には現金で支払われる。かかる費用のうち約250百万ドルから350百万ドルが2015年度第1四半期に認識される予定であり、残額については第2四半期以降、2015年度中に認識される予定である。

2. 海外における新株予約権の募集

1) 2013年12月12日提出の臨時報告書に係る新株予約権証券の募集

当社は2013年11月20日、本プランに基づき、本邦以外の地域において、当社または当社の関連会社に所属する、本プランに参加する適格性を有する従業員（以下「適格従業員」という。）約67,581名（本プランに加入する適格従業員を以下「加入者」という。）を対象とした、当社普通株式を目的とする新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集を開始したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第19条第2項第1号の規定に基づき、2013年12月12日に臨時報告書を提出した。以下にその報告の概要を記載する。

なお、以下に記載する括弧内の円金額は、1米ドル = 98.23円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行の2013年11月8日現在の対顧客電信直物売買相場仲値)により計算されている。

報告内容

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本プランに基づき、毎年1月及び7月の米国の最初の営業日に開始する24ヶ月の実施期間中に、6ヶ月からなる購入期間4期を設ける。適格従業員は、本プランに加入するために、本プランの運営のため取締役会または取締役会によって随時指名される2人以上の取締役によって構成された委員会（以下、「プラン運営者」という。）が用意した所定の登録申込（購入合意及び給与天引合意を含む。）を完了しなければならない。加入者は、当該購入期間において、加入者が承認した給与天引によって普通株式購入に対する支払いを行う。かかる給与天引は、加入者の適格所得の10%を上限とする。

本新株予約権は、本プランに基づき、各購入期間内において自己の報酬の最大10%を株式購入資金として拠出し、米国ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット（以下、「NASDAQ」という。）における当社普通株式の、(i)24ヶ月の実施期間（6ヶ月からなる購入期間4期により構成される）の最初の取引日における公正市場価格又は(ii)6ヶ月の購入期間の米国の最終営業日における公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額により、当社普通株式を購入することができる権利である（但し、本プランに定める通り、従業員は給与天引率を自己の適格所得の1%から10%の間で選択することができる。）。最終的な購入価格は、購入日まで明らかにはならない。新たに始まる購入期間の最初の取引日における普通株式の公正市場価格が、現在進行中の2年間の実施期間の最初の取引日における普通株式の公正市場価格よりも低い場合、より低い株価による恩恵を享受することができる様、現在進行中の実施期間の加入者全てについても、新たに始まる実施期間が自動的に適用される。

本プランにおいては、各購入期間における参加者の拠出額を、上記により決定される購入価格で除すことにより、割当株式数が決定される。したがって、当社普通株式の時価が下落した場合には、本新株予約権の行使価額も下落し、その結果、本新株予約権の行使により参加者が取得することとなる普通株式数は増加する。但し、拠出金の額（本新株予約権の行使に際して支払われるべき金額の総額）は予め定められており、株価によって変動することはない。

本新株予約権は、当社及び当社関連会社の適格従業員に対し、本プランへの参加を通して当社の財産持分を取得する機会を提供することを目的としたものである。適格従業員による参加は任意であり、本新株予約権の行使に際して支払われるべき金額は、各加入者が自己の報酬の10%を上限として各自決定する拠出額により決まるため、上記の払込金額について下限は定められていない。

また、本プランにより参加者に発行可能な総株式数は合計471.4百万株であり、購入日に加入者によって購入可能な最大株式数は22,500株である。

各参加者の本新株予約権の対象となる普通株式は、購入期間の米国の最終営業日に、加入者のために自動的に購入される。本プランには、当社の決定による、当社による本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はない。

但し、以下の場合、本新株予約権は消滅し、これにより本新株予約権が行使されない可能性がある。

- ・ 加入者が購入期間中、本プランから脱退した場合
- ・ 本新株予約権が付与されている間に、加入者が適格従業員でなくなった場合

また、株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合若しくは交換、会社の分離又は分割、企業再編、清算、又はその他類似の事由が生じた場合、本新株予約権の対象となる株式及びその数は、プラン運営者がその裁量により適当とみなす方法をもって調整される可能性がある。

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

16,854,896個(見込数。発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注)本報告書の提出日時点においては、本募集にかかわる6ヶ月の購入期間(自2014年1月2日至2014年6月30日)における拠出額並びに購入価格は確定しない。そこで、適格従業員全員が本プランに加入し、且つ上限に当たる適格所得の10%を拠出したと仮定し、かかる購入期間における最大拠出見込額を336,760,838米ドル(33,080,017,117円)とする。上記「発行数」は、かかる最大拠出見込額を2013年11月8日の当社普通株式のNASDAQにおける終値23.51米ドル(2,309円)の85%の値(19.98米ドル(1,963円))で除することにより算出したものである。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(ニ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

シスコ・システムズ・インク記名式額面普通株式(額面金額0.001米ドル)

(注)本新株予約権の目的となる普通株式は、新規発行株式を使用する予定である。

(注)合併、統合、組織再編、または株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合、若しくはその他類似の事由により、本プランに基づき購入可能な普通株式に何らかの変更がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、プラン運営者が本新株予約権の対象となる普通株式及びその数、また1株当たりの価格について適切な調整を加える可能性がある。

2 株式の内容

1. 配当権： 当該時点において発行済の株式の全クラスの保有者で配当に関する先行権利を持つ者の先行権利には従った上で、普通株式保有者は、取締役会が配当宣言をした時点で、同宣言が定める通り、当該目的のために合法的に利用可能な会社資産から取締役会が随時宣言する配当を受取る権利を有するものとする。
2. 清算権： 当該時点において発行済の株式の全クラスの保有者で清算に関する先行権利を持つ者の先行権利には従った上で、会社清算、解散もしくは整理の時点で、会社資産は普通株式保有者に配分されるものとする。
3. 償還： 普通株式は償還不能である。
4. 議決権： 各普通株式の保有者は、議決権を一つ持つものとし、本会社の付属定款に従って株主総会招集通知を受ける権利を持つものとし、かつ法律が定める事案について法律が定める方法で票を投ずることができるものとする。

3 株式の数

本新株予約権の行使によって発行される株式の数は、各購入期間中、給与天引によって加入者から集められた金額を、当該購入期間における購入価格で除することによって獲得される株式の総数となる。

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：16,854,896株(見込数)

(注) 合併、統合、組織再編、または株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合、若しくはその他類似の事由により、本プランに基づき購入可能な普通株式に何らかの変更がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、プラン運営者が本新株予約権の対象となる普通株式及びその数、また1株当たりの価格について適切な調整を加える可能性がある。

(注) 購入日において、加入者は、加入者の承認した給与天引によって当該購入期間中に積み立てられた拠出金を用い、(i)24ヶ月の実施期間の最初の取引日における当社普通株式の公正市場価格の85%、または、(ii)本新株予約権が行使される日(当該購入期間の米国における最終営業日)における当社普通株式の公正市場価格の85%(いずれもNASDAQにおいて報告される価格)、のいずれか低い方に少なくとも相当する価格で、当社普通株式を購入することができる。したがって、本報告書の提出日時点においては、本新株予約権の目的となる株式数は確定しない。そこで、便宜上、当該購入期間における最大拠出見込額(本募集の対象となる適格従業員全員が本プランに参加し、且つ上限に当たる適格所得の10%を拠出したと仮定した場合の金額)336,760,838米ドル(33,080,017,117円)を、2013年11月8日のNASDAQにおける当社普通株式の終値23.51米ドル(2,309円)の85%の値(19.98米ドル(1,963円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる株式の見込数とした(上記(イ)の注を参照)。

(ホ) 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個あたり19.98米ドル(1,963円)

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：

336,760,822米ドル(33,080,015,545円)

(注) 合併、統合、組織再編、または株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合、若しくはその他類似の事由により、本プランに基づき購入可能な普通株式に何らかの変更がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、プラン運営者が本新株予約権の対象となる普通株式及びその数、また1株当たりの価格について適切な調整を加える可能性がある。

(注) 上述の通り、購入価格は未定のため、便宜上、2013年11月8日のNASDAQにおける当社普通株式の終値23.51米ドル(2,309円)の85%の価格(19.98米ドル(1,963円))を「新株予約権の行使時の払込金額」とした。実際の購入価格は、(i)実施期間の最初の取引日における当社普通株式の公正市場価格の85%、または、(ii)本新株予約権が行使される日(当該購入期間の米国における最終営業日)における当社普通株式の公正市場価格の85%(いずれもNASDAQにおいて報告される価格)、のいずれか低い方に少なくとも相当する価格となる。本募集の場合、当該購入期間の米国における最終営業日は2014年6月30日となる(上述(二)の3の注を参照)。

(注) 上述の通り、拠出額は未定のため、便宜上、(本募集にかかる)購入期間中における加入者からの最大拠出見込額を基に、「新株予約権の行使時の払込金額の総額」を算出した(上述(二)の3の注を参照)。

(ヘ) 新株予約権の行使期間

2014年6月30日

(注) 当該行使日において、本プラン参加者の本新株予約権は全て自動的に行使される。ただし、当該行使日が米国における営業日でない場合には、当該日の直前の営業日に行使されるものとする。

(ト) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の(行使の)条件は本プランに定められている。かかる条件としては、以下が挙げられる:

1. いずれの購入日においても、加入者は本プラン第7条(b)に定める株式購入限度を超えてはならない。
2. 本プラン第7条(d)に定める通り、購入期間からの加入者の脱退は取消不能であり、当該加入者がその後の購入期間に再加入を望む場合には、当該加入者は再申込手続きを行うことが必要になる。
3. 本プラン第7条(e)に定める通り、本新株予約権が付与されている間に加入者が適格従業員でなくなった場合には、その本新株予約権は直ちに消滅する。但し、本プランに定める通り、加入者が死亡若しくは永続的な身体障害者となった場合は例外とする。かかる雇用関係の終了が発生した購入期間中における加入者の全ての積立金については、本プラン第7条(e)を参照のこと。
4. 当社が存続会社とならない組織再編がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、本プランに基づき付与された本新株予約権は全て自動的に行使される。詳細については、本プラン第7条(k)を参照のこと。
5. 本プラン第9条に定める通り、プラン運営者はその裁量により、随時、本プランを改訂、修正、中断または中止することができる。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり 0.001米ドル(0円)

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

本プランに基づく本新株予約権は、遺言または相続・遺産分割に関する法律によらない限り、譲渡または移転させることができない。そして、加入者の生存期間中は、加入者のみはその本新株予約権を行使することができる。

(3) 発行方法

当社または当社の関連会社(日本を除く)に所属する、本プランにおける適格従業員67,581名への新株予約権の無償付与

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クエート、ラトヴィア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、プエルトリコ、カタール、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウルグアイ

(6) 新規発行による手取金の額および使途

手取金： 336,760,822米ドル(33,080,015,545円)

(注) 手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額(336,760,822米ドル(33,080,015,545円))を合算した金額から、発行諸費用の概算額(0米ドル(0円))を控除した額である。

使途： 本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額(336,760,822米ドル(33,080,015,545円))は、設備投資及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2014年1月2日

(8) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

(イ) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランは、当社及び当社関連会社の適格従業員に対し、本プランへの参加を通して、当社の財産持分を取得する機会を提供するために導入された。適格従業員に対して本プランに基づく新株予約権を付与し、当社の財産持分を取得する機会を提供することにより、適格従業員が、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを有することが期待され、また同時に、当社の発展に必要な不可欠な競争力ある人材の獲得・維持が期待できる。これにより、当社の既存株主は本プランに基づく新株予約権の付与による利益を享受することが可能である。

(ロ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は本プランに定められるものとし、プラン運営者が用意した所定の登録申込書を作成することとする。

(ハ) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

(ニ) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

(ホ) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし

(11) 提出者の資本の額および発行済株式総数

(イ) 資本の額

普通株式及び払込余剰金 42,166百万米ドル（4,141,966百万円）（2013年10月26日日現在）

(ロ) 発行済株式総数

普通株式
5,346,617,505株（2013年11月15日現在）

2) 2014年7月15日提出の臨時報告書に係る新株予約権証券の募集

当社は2014年5月20日、本プランに基づき、本邦以外の地域において、当社または当社の関連会社に所属する、本プランに参加する適格性を有する従業員（以下「適格従業員」という。）約67,098名（本プランに加入する適格従業員を以下「加入者」という。）を対象とした、当社普通株式を目的とする新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集を開始したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第19条第2項第1号の規定に基づき、2014年7月15日に臨時報告書を提出した。以下にその報告の概要を記載する。

なお、以下に記載する括弧内の円金額は、1米ドル=102.6円の換算率（株式会社三菱東京UFJ銀行の2014年6月4日現在の対顧客電信直物売買相場仲値）により計算されている。

報告内容

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本プランに基づき、毎年1月及び7月の米国の最初の営業日に開始する24ヶ月の実施期間中に、6ヶ月からなる購入期間4期を設ける。適格従業員は、本プランに加入するために、本プランの運営のため取締役会または取締役会によって随時指名される2人以上の取締役によって構成された委員会（以下、「プラン運営者」という。）が用意した所定の登録申込（購入合意及び給与天引合意を含む。）を完了しなければならない。加入者は、当該購入期間において、加入者が承認した給与天引によって普通株式購入に対する支払いを行う。かかる給与天引は、加入者の適格所得の10%を上限とする。

本新株予約権は、本プランに基づき、各購入期間内において自己の報酬の最大10%を株式購入資金として拠出し、米国ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット（以下、「NASDAQ」という。）における当社普通株式の、(i)24ヶ月の実施期間（6ヶ月からなる購入期間4期により構成される）の最初の取引日における公正市場価格又は(ii)6ヶ月の購入期間の米国の最終営業日における公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額により、当社普通株式を購入することができる権利である（但し、本プランに定める通り、従業員は給与天引率を自己の適格所得の1%から10%の間で選択することができる。）。最終的な購入価格は、購入日まで明らかにはならない。新たに始まる購入期間の最初の取引日における普通株式の公正市場価格が、現在進行中の2年間の実施期間の最初の取引日における普通株式の公正市場価格よりも低い場合、より低い株価による恩恵を享受することができる様、現在進行中の実施期間の加入者全てについても、新たに始まる実施期間が自動的に適用される。

本プランにおいては、各購入期間における参加者の拠出額を、上記により決定される購入価格で除すことにより、割当株式数が決定される。したがって、当社普通株式の時価が下落した場合には、本新株予約権の行使価額も下落し、その結果、本新株予約権の行使により参加者が取得することとなる普通株式数は増加する。但し、拠出金の額（本新株予約権の行使に際して支払われるべき金額の総額）は予め定められており、株価によって変動することはない。

本新株予約権は、当社及び当社関連会社の適格従業員に対し、本プランへの参加を通して当社の財産持分を取得する機会を提供することを目的としたものである。適格従業員による参加は任意であり、本新株予約権の行使に際して支払われるべき金額は、各加入者が自己の報酬の10%を上限として各自決定する拠出額により決まるため、上記の払込金額については定められていない。

また、本プランにより参加者に発行可能な総株式数は合計471.4百万株であり、購入日に加入者によって購入可能な最大株式数は22,500株である。

各参加者の本新株予約権の対象となる普通株式は、購入期間の米国の最終営業日に、加入者のために自動的に購入される。本プランには、当社の決定による、当社による本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はない。

但し、以下の場合、本新株予約権は消滅し、これにより本新株予約権が行使されない可能性がある。

- ・ 加入者が購入期間中、本プランから脱退した場合
- ・ 本新株予約権が付与されている間に、加入者が適格従業員でなくなった場合

また、株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合若しくは交換、会社の分離又は分割、企業再編、清算、又はその他類似の事由が生じた場合、本新株予約権の対象となる株式及びその数は、プラン運営者がその裁量により適当とみなす方法をもって調整される可能性がある。

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

16,259,912個(見込数。発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注)本報告書の提出日時点においては、本募集にかかわる6ヶ月の購入期間(自2014年7月1日至2014年12月31日)における拋出額並びに購入価格は確定しない。そこで、適格従業員全員が本プランに加入し、且つ上限に当たる適格所得の10%を拋出したと仮定し、かかる購入期間における最大拋出見込額を338,693,967米ドル(34,750,001,014円)とする。上記「発行数」は、かかる最大拋出見込額を2014年6月4日の当社普通株式のNASDAQにおける終値24.50米ドル(2,514円)の85%の値(20.83米ドル(2,137円))で除することにより算出したものである。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(ニ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

シスコ・システムズ・インク記名式額面普通株式(額面金額0.001米ドル)

(注)本新株予約権の目的となる普通株式は、新規発行株式を使用する予定である。

(注)合併、統合、組織再編、または株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合、若しくはその他類似の事由により、本プランに基づき購入可能な普通株式に何らかの変更がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、プラン運営者が本新株予約権の対象となる株式の種類及びその数、また普通株式1株当たりの価格について適切な調整を加える可能性がある。

2 株式の内容

1. 配当請求権： 当該時点において発行済の、優先配当権つき種類株式の保有者が有する優先配当を受ける権利には劣後するが、普通株式保有者は、取締役会が配当宣言をした時点で、同宣言が定める通り、当該目的のために適法に利用できる会社資産から、取締役会が随時宣言する配当を受取る権利を有するものとする。

2. 残余財産分配請求権： 当該時点において発行済の、優先配当権つき種類株式の保有者が有する優先的に残余財産の分配を受ける権利には劣後するが、会社清算、解散もしくは整理の時点で、残余財産は普通株式保有者に分配されるものとする。

3. 償還： 普通株式は償還不能である。

4. 議決権： 各普通株式の保有者は、議決権を一つ持つものとし、本会社の付属定款に従って株主総会招集通知を受ける権利を持つものとし、かつ法律が定める事案について法律が定める方法で票を投ずることができるものとする。

3 株式の数

本新株予約権の行使によって発行される株式の数は、各購入期間中、給与天引によって加入者から集められた金額を、当該購入期間における購入価格で除することによって獲得される株式の総数となる。

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：16,259,912株(見込数)

(注) 合併、統合、組織再編、または株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合、若しくはその他類似の事由により、本プランに基づき購入可能な普通株式に何らかの変更がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、プラン運営者が本新株予約権の対象となる株式の種類及びその数、また普通株式1株当たりの価格について適切な調整を加える可能性がある。

(注) 購入日において、加入者は、加入者の承認した給与天引によって当該購入期間中に積み立てられた拠出金を用い、(i)24ヶ月の実施期間の最初の取引日における当社普通株式の公正市場価格の85%、または、(ii)本新株予約権が行使される日(当該購入期間の米国における最終営業日)における当社普通株式の公正市場価格の85%(いずれもNASDAQにおいて報告される価格)、のいずれか低い方に少なくとも相当する価格で、当社普通株式を購入することができる。したがって、本報告書の提出日時点においては、本新株予約権の目的となる株式数は確定しない。そこで、便宜上、当該購入期間における最大拠出見込額(本募集の対象となる適格従業員全員が本プランに参加し、且つ上限に当たる適格所得の10%を拠出したと仮定した場合の金額)338,693,967米ドル(34,750,001,014円)を、2014年6月4日のNASDAQにおける当社普通株式の終値(24.50米ドル(2,514円))の85%の値(20.83米ドル(2,137円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる株式の見込数とした(上記(イ)の注を参照)。

(ホ) 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個あたり20.83米ドル(2,137円)

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：

338,693,967米ドル(34,750,001,014円)

(注) 合併、統合、組織再編、または株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合、若しくはその他類似の事由により、本プランに基づき購入可能な普通株式に何らかの変更がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、プラン運営者が本新株予約権の対象となる株式の種類及びその数、また普通株式1株当たりの価格について適切な調整を加える可能性がある。

(注) 上述の通り、購入価格は未定のため、便宜上、2014年6月4日のNASDAQにおける当社普通株式の終値(24.50米ドル(2,514円))の85%の価格(20.83米ドル(2,137円))を「新株予約権の行使時の払込金額」とした。実際の購入価格は、(i)実施期間の最初の取引日における当社普通株式の公正市場価格の85%、または、(ii)本新株予約権が行使される日(当該購入期間の米国における最終営業日)における当社普通株式の公正市場価格の85%(いずれもNASDAQにおいて報告される価格)、のいずれか低い方に少なくとも相当する価格となる。本募集の場合、当該購入期間の米国における最終営業日は2014年12月31日となる(上述(二)の3の注を参照)。

(注) 上述の通り、拠出額は未定のため、便宜上、(本募集にかかる)購入期間中における加入者からの最大拠出見込額を基に、「新株予約権の行使時の払込金額の総額」を算出した(上述(二)の3の注を参照)。

(ハ) 新株予約権の行使期間

2014年12月31日

(注) 当該行使日において、本プラン参加者の本新株予約権は全て自動的に行使される。ただし、当該行使日が米国における営業日でない場合には、当該日の直前の営業日に行使されるものとする。

(ト) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の(行使の)条件は本プランに定められている。かかる条件としては、以下が挙げられる:

1. いずれの購入日においても、加入者は本プラン第7条(b)に定める株式購入限度を超えてはならない。
2. 本プラン第7条(d)に定める通り、購入期間からの加入者の脱退は取消不能であり、当該加入者がその後の購入期間に再加入を望む場合には、当該加入者は再申込手続きを行うことが必要になる。
3. 本プラン第7条(e)に定める通り、本新株予約権が付与されている間に加入者が適格従業員でなくなった場合には、その本新株予約権は直ちに消滅する。但し、本プランに定める通り、加入者が死亡若しくは永続的な身体障害者となった場合は例外とする。かかる雇用関係の終了が発生した購入期間中における加入者の全ての積立金については、本プラン第7条(e)を参照のこと。
4. 当社が存続会社とならない組織再編がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、本プランに基づき付与された本新株予約権は全て自動的に行使される。詳細については、本プラン第7条(k)を参照のこと。
5. 本プラン第9条に定める通り、プラン運営者はその裁量により、随時、本プランを改訂、修正、中断または中止することができる。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当り 0.001米ドル(0円)

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

本プランに基づく本新株予約権は、遺言または相続・遺産分割に関する法律によらない限り、譲渡または移転させることができない。そして、加入者の生存期間中は、加入者のみはその本新株予約権を行使することができる。

(3) 発行方法

当社または当社の関連会社(日本を除く)に所属する、本プランにおける適格従業員67,098名への新株予約権の無償付与

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、ハンガリー、インド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、ラトヴィア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、プエルトリコ、カタール、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウルグアイ

(6) 新規発行による手取金の額および使途

手取金： 338,693,967米ドル(34,750,001,014円)

(注) 手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額(338,693,967米ドル(34,750,001,014円))を合算した金額から、発行諸費用の概算額(0米ドル(0円))を控除した額である。

使途： 本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額(338,693,967米ドル(34,750,001,014円))は、設備投資及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2014年7月1日

(8) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

(イ) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランは、当社及び当社関連会社の適格従業員に対し、本プランへの参加を通して、当社の財産持分を取得する機会を提供するために導入された。適格従業員に対して本プランに基づく新株予約権を付与し、当社の財産持分を取得する機会を提供することにより、適格従業員が、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを有することが期待され、また同時に、当社の発展に必要な不可欠な競争力ある人材の獲得・維持が期待できる。これにより、当社の既存株主は本プランに基づく新株予約権の付与による利益を享受することが可能である。

(ロ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は本プランに定められるものとし、プラン運営者が用意した所定の登録申込書を作成することとする。

(ハ) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

(ニ) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

(ホ) その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし

(10) 第三者割当の場合の特記事項
該当事項なし

(11) 提出者の資本の額および発行済株式総数

(イ) 資本の額

普通株式及び払込余剰金 41,241百万米ドル（4,231,327百万円）（2014年4月26日現在）

(ロ) 発行済株式総数

普通株式

5,122,689,670株（2014年5月16日現在）

3. 2013年度外国会社報告書提出日以後に発生した「事業等のリスク」

リスク要因

本項に記載する情報は、いずれも当社の10-KがSECに提出された2014年9月9日現在のものである。下記及び本書のその他箇所並びに当社がSECに提出するその他の報告書には、本書にて検討された将来に関する見通しと著しく異なる結果を生じさせる可能性のあるリスク及び不確実性が含まれる。下記の内容は、2013年11月25日に提出された当社の2013年度外国会社報告書において開示されたリスク要因の記述に対する重大な変更を含み、またこれに優先する。

当社の経営成績は将来の期間において変動し、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の経営成績は、過去におけると同様、今後も様々な要因により四半期及び年毎に変動することが予想される。中でも以下に記載する要因は、不透明な世界経済状況の中で一段と顕著な変動を引き起こす可能性がある。

- ・ グローバルな経済環境の変化等を原因とする、特に通信サービス・プロバイダー及びインターネット事業に関連する当社の製品及びサービスに対する需要の変動
- ・ 当社製品の販売及び実装サイクルの変化並びに顧客の支出計画及び関連収益の見通しの低下
- ・ 適切な在庫及び購入契約を管理する当社の能力
- ・ 技術革新及び様々な地域の多様なビジネスモデルにより急速に変化し得る通信ネットワーク業界における価格競争及び製品競争
- ・ 当社の競合先及び顧客の双方における業界統合に向けた全体的な流れ
- ・ 新しい技術と製品の導入及び市場受容性、データ・センターやコラボレーションといった当社の新製品カテゴリーや新興技術を含む新規・新興市場における当社の成功並びに新基準の採用
- ・ XaaS等の製品に適用されている、先行投資型で収益の認識に時間がかかる新しいビジネスモデル
- ・ 販売網、製品コスト又は製品構成の変動
- ・ 顧客からの発注の時期、規模及び構成
- ・ 製造リードタイム及び顧客リードタイム
- ・ 当社の売上総利益の変動及びかかる変動に影響を及ぼす下記に記述される変動要因
- ・ とりわけ世界的な信用市場の混乱局面、或いは顧客、チャネル・パートナー、委託製造業者や供給業者の財政的苦境に際し、当社の顧客、チャネル・パートナー、委託製造業者及び供給業者が融資を獲得する能力又は設備投資を行う能力
- ・ 株式報酬費用
- ・ 連結財務書類における特定の資産（関連する評価性引当金の金額を含む。）、負債及びその他の項目の価値を決定するために使用された判断、仮定及び見積と、実際の事象、状況、結果、及び金額との乖離

- ・ 当社の戦略、営業計画の実践力並びに多額の事業再編費用が発生する可能性のある事業モデル変更の影響
- ・ 当社のコスト削減目標の達成能力
- ・ 当社のエンジニアリング、販売及び製造活動に対する投資から得ることが予測される利益
- ・ 税法、会計規則及びその解釈の変更

結果として、将来の特定の期間における経営成績を予測することは困難であり、従って過去の実績は将来の期間において予測される結果を必ずしも示唆するものではない。これらの要因により当社の事業、経営成績及び財政状態が重大な悪影響を受け、当社の株価が低下する可能性がある。

当社の経営成績は、低調な経済及び市場動向並びに不確実な地政的環境により悪影響を受ける可能性がある。

世界経済の厳しい状況は、通信及びネットワーク事業の低迷にも影響を及ぼしており、当社が事業を展開する特定のセグメント及び市場に影響を与え続ける可能性があり、以下の結果が生じる可能性がある。

- ・ 当社の顧客（特にサービス・プロバイダー）及びその他の顧客市場において、継続的にIT関連資本支出が抑制されることにより、当社製品に対する需要が減少するリスク
- ・ 当社の競合先のみならず、顧客が未利用製品を処分することにより当社製品の価格競争が激化するリスク
- ・ 在庫の超過及び陳腐化のリスク
- ・ 供給抑制のリスク
- ・ 過剰な設備及び製造能力のリスク
- ・ 収益に占める間接費用の増加と支払利息の増加

世界のマクロ経済環境及び低迷からの脱却は難しく、安定性を欠いている。不安定なグローバル信用市場、2013年に始まった強制歳出削減の影響をはじめとする米連邦予算混乱の影響、世界の中央銀行の金融政策、世界各地における地政学的環境の不透明感及びその他の混乱により、世界経済は今後も圧力を受け続ける可能性がある。世界的な経済及び市場の状況又は主要市場の経済状況が不透明なままであった場合、或いはさらに悪化した場合、当社は事業、経営成績及び財政状態に対する重大な影響を受ける可能性がある。

各セグメントの経営成績もまた、経済状況の不透明感や変化に影響を受けるが、とりわけ当該セグメントと密接な関係があるか、又は当該セグメント内の特定の顧客市場に密接な関係のある経済状況の変化により、影響を受ける可能性がある。例えば、当社の新興国市場における近年の売上は2014年度を含め減少しているが、かかる低調は今後数四半期に亘り継続することが予想される。

また、合衆国政府による特定の情報収集方法が報告されたことにより、米国において設計、製造されるIT企業の製品を顧客がどう捉えるか、影響が出る可能性がある。IT供給業者としての当社に対する信用と信頼は、当社が市場を開発、成長していく上で不可欠なものである。信用が損なわれ、合衆国政府の情報収集方法の報告に対し海外において規制措置が講じられた場合、海外の顧客からの当社製品に対する需要に影響が及び、経営成績に悪影響が出る可能性がある。

当社は、主要な成長分野への投資をこれまでも、また今後も続ける予定であり、また、ルーティング、スイッチング及びサービス分野での主導的地位を維持するためにも投資を続けるが、かかる投資に対する収益が当社の期待を下回る場合、或いは当社の期待よりも緩やかな進展に留まった場合、経営成績に悪影響が及び可能性がある。

当社は、データセンター・パーチャライゼーション、ソフトウェア、セキュリティ及びクラウドを中心とする主要成長分野に照準を定め、体制を見直し、経営資源を投じる予定でありが、ルーティング、スイッチング及びサービス分野における主導的地位の維持にも努めていく。しかしながら、かかる投資により得られる利益が、当社の期待を下回る可能性、或いは当社の期待よりも緩やかな進展に留まる可能性がある。当社がかかる投資から期待した恩恵を享受できない場合（当社が投資対象として選択した地域が当社の期待通りに進展しない場合を含む）、或いはかかる恩恵の享受が遅れた場合、当社の経営成績に悪影響が及び可能性がある。

特定の期間における当社の収益の予測は困難であり、収益不足により当社の経営成績が損なわれる可能性がある。

様々な要因により、そしてとりわけ世界におけるマクロ経済環境が厳しく不安定な中、また、これに伴い市場に不透明感が広がる中においては、特定の四半期における収益を予測することは困難である。

当社の収益の成長率は以前と比べ鈍化するかもしれない、また、2014年度同様、前年比で低下する可能性もある。財務上の予測に応える当社の能力はまた、将来の期間において、過去の四半期に見られた非線形の販売パターンが繰り返された場合、悪影響を受ける可能性がある。当社では、過去において、出荷が実際の受注額を超過したため、また、製造上の問題の為に出荷が遅延したことにより、出荷パターンが非線形的となったことがある。販売パターンが非線形になると、特定の期間における収益の予測が困難になる他、費用が増加する可能性がある。なぜならば、不定期な出荷パターンにより稼働力が低くなる期間や時間外費用が発生する期間が生じるのみならず、在庫管理に関する追加費用が生じる可能性があるためである。更に、将来、製造上の問題及び関連するコンポーネントの不足により出荷遅延が生じた場合、特に当社の委託製造業者の稼働率が高い時期においては、同四半期中に事態が開きなければ、当該四半期の収益は悪影響を受ける可能性がある。

特に米国及び新興国においては、大口受注の時期によって四半期毎の当事業及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性がある。当社では、受注が収益として認識される期間により、経営成績に重大な影響が及ぶ可能性のあるかかる大口注文を受けることがある。こうした受注の時期を予測することは困難であり、かかる受注による収益認識時期が、前期比での収益の変動に影響を及ぼすことがある。そのため、かかる受注及びその収益の最終認識により、当社の経営成績は四半期毎で大幅に変動することがある。

在庫管理は当社の重点項目である。過去、製造リードタイムが通常よりも長期化したことがあり、そのため、一部顧客は当社の様々な販売網を通じて同じ注文を複数回払い、製品を受領した時点で重複する注文を取消したり、製造リードタイムがより短い他の供給業者に発注していたことがある。かかる重複発注やその他要因が発生した場合、或いは、発注キャンセルのリスクがある場合、当社の収益の予測は困難となり、その結果、部品在庫を効果的に管理することが難しくなる可能性がある。更に、当社の製造リードタイムを改善するための取組は、相応する受注残高の減少を引き起こす可能性がある。受注残高レベルの低下は、四半期毎の収益及び経営成績における変動性を高め、且つ予測可能性を低めることになる。当社では、部品供給に関する問題に直面した際、顧客の期待に応えるため部品調達努力を強化し、それにより購入契約が増加した。リードタイムを短縮するためにかかる購入契約の増加により、当社製品の需要が予測を下回った場合、在庫の余剰化又は陳腐化が起き、棚卸資産費用が発生する可能性がある。

当社は、当社の営業費用レベルを主に予測収益に基づき計画する。かかる費用及び長期契約の影響は、短期的には比較的固定されている。収益が不足した場合、短期的な事業上の変化に対応して固定費用を即時に減少させることができないため、経営成績が予測を下回る結果となる可能性がある。

上記のいずれの要因も当社の経営成績及び財務成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の売上総利益は経時的に変動することが予想され、製品売上総利益が維持できなくなる可能性がある。

当社の製品売上総利益は、2014年度を含め過年度において減少したが、今後も以下を含む様々な要因により引き続き減少し、悪影響を受ける可能性がある。

- ・ 顧客の構成、地理構成、又は製品構成（各製品群における機器構造の構成を含む。）
- ・ 価格性能比の高い製品を含む新製品の導入及びXaaS等に採用されている新ビジネスモデルの導入
- ・ 製造費用を削減させる当社の能力
- ・ 買収活動又は独自開発により発生する新市場への参入、又は価格設定や費用構造が異なる市場等、利益率の低い市場における事業成長
- ・ 値引き販売
- ・ とりわけ供給抑制期間に重大な問題となり得る材料費、人件費又はその他の販売関連費用の増加

- ・ 在庫の超過及び在庫保管費用
- ・ 陳腐化費用
- ・ 出荷量の変化
- ・ 収益認識時期及び収益繰延時期
- ・ コンポーネント価格の変更、或いは製品需要が部品発注に正確に反映されていない場合又は委託製造業者若しくは供給業者の財政状態が悪化した場合の、在庫保管費用の増加により発生する費用の増加、費用削減効果の消滅又は希薄化
- ・ 価値工学に基づく期待利益の未達成
- ・ アジア（特に中国）を含む競合先との価格競争の激化
- ・ 販売網の変更
- ・ 保証費用の増加
- ・ 特に買収により取得した無形資産の償却費用の増加
- ・ 当社がいかに効果的に当社の戦略及び営業計画を実施するか

サービス売上総利益は、テクニカル・サポート・サービス及びアドバンスド・サービスによる利益比の変化、テクニカル・サポート・サービス契約の新規締結及び更新の時期並びに将来の期間においてより高レベルのサービス事業をサポートするための人員その他資源の付加等、様々な要因により変化する可能性がある。

サービス・プロバイダー市場に対する販売は特に不安定であり、かかる業界からの販売注文が不振の場合、当社の経営成績及び財政状態に悪影響が出る可能性がある。

サービス・プロバイダー市場に対する販売において、とりわけ当社のルータの販売、並びに当社のデータ・センター、コラボレーション及びサービス・プロバイダー・ビデオといった新製品カテゴリーに属する一部製品の販売は、販売サイクルが長く大規模で散発的な購入が特徴である。2014年度を含め、これまで様々な局面において、市況が変動した際に、サービス・プロバイダーに対する売上が長期に亘り大きく低迷したことがあった。収益の低迷は、2014年度以降も、少なくとも数四半期は続くことが予想される。本業界における営業活動は、ネットワーク設備拡張の完了度、資金調達の状況に影響を受けると同時に、サービス・プロバイダーが、営業活動を行う国における規制、経済、事業の状況にどの程度影響を受けるかにも依存している。サービス・プロバイダーの設備投資の縮小（世界的な景気の低迷や不透明な経済状況時、これは一段と深刻化する可能性がある。）によるものを含め、かかる業界からの受注の不振は、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる低迷は翌期以降も継続する可能性又は繰り返す可能性がある。当該業界からの受注は、各市場における当社製品及びサービスの競争力の他に、多くの要因により減少する可能性がある。例えば、これまでに当社のサービス・プロバイダー顧客の多くが、経済全般の低迷、過剰設備、サービス・プロバイダー市場の変化、法規制の改正、利用可能な資本の制限により、重大な悪影響を受けており、そのため、事業に失敗し、投資及び拡大計画を大幅に縮小した。これらの状況は、これまでも当社の事業及び経営成績に重大な悪影響を及ぼしたが、将来においても、サービス・プロバイダー市場におけるこうした状況又はその他の状況により、当社の事業及び経営成績に影響が及ぶ可能性がある。最後に、サービス・プロバイダー顧客は、通常実装サイクルが比較的長く、設計サービス等を含め、幅広いサービスを求める傾向にあり、また、供給業者に対してよりリスクを負うことを要求し、収益の認識の遅延に繋がるような検収規定を求め、供給業者が資金提供することを求める。これらの全ての要因は、サービス・プロバイダーとの事業に更なるリスクを加える可能性がある。

当社の流通モデルの混乱又は変化は、当社の売上高及び利益率に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の製品及びサービスの流通を適切に管理できない場合、又は当社のディストリビューターの財政状態若しくは事業運営が脆弱化した場合、当社の収益及び売上総利益は悪影響を受ける可能性がある。

当社の製品及びサービスの大部分が当社のチャネル・パートナーを通じて販売されており、残りは直接販売により販売されている。当社のチャネル・パートナーにはシステム・インテグレーター、サービス・プロバイダー、その他再販業者及びディストリビューターが含まれる。システム・インテグレーター及びサービス・プロバイダーは通常、エンド・ユーザーに対して直接販売し、ネットワーク製品の販売の他に、しばしばシステム設置作業、テクニカル・サポート、専門サービス及びその他サポート・サービスを提供する。また、システム・インテグレーターは通常、当社製品を全体的なソリューションに統合するが、サービス・プロバイダーの多くは、システム・インテグレーターでもある。ディストリビューターは在庫を保管し、通常、システム・インテグレーター、サービス・プロバイダー及びその他再販業者に対して販売する。当社はディストリビューターを通じた販売を最終顧客に対する二段階販売システムと呼称している。ディストリビューターからの収益は、通常ディストリビューターから入手した情報に基づき、セル・スルー方式に基づき認識される。かかるディストリビューターは、通常、在庫の一部の返品、販売価格の変更による払戻金を受領すること、また様々な共同マーケティング・プログラムに参加することが可能な取引条件を与えられる。間接販売を通じた売上が増加した場合、当社製品の構成を予測し、また顧客からの受注時期をある程度予測することが、一層困難となる可能性がある。

当社は過去において、販売網の均衡の変化による売上総利益の変動に直面したことがある。現在までの変動は重大ではなかったものの、将来における当社の流通モデルの均衡の変化が、当社の売上総利益及び収益性に悪影響を及ぼさない保証はない。

以下を含む一部の要因は当社の流通モデルを崩壊又は変化させ、当社の売上高及び利益率に悪影響を及ぼす可能性がある。

- ・ 当社は直接販売を通じた場合を含め、一部の当社のチャネル・パートナーと競合しており、それによりかかるチャネル・パートナーは、直接自社製品を販売せず、又は競合しないその他の供給業者を利用することになる可能性がある。
- ・ 一部チャネル・パートナーは、顧客から負担するよう求められたリスクについて、当社もより多くを負担するよう要求する可能性がある。
- ・ 一部チャネル・パートナーは、財務資源が不十分な為に、事業を取巻く環境の変化や問題に耐えられない可能性がある。
- ・ ディストリビューターの財政状態又は事業運営が脆弱化した場合、直接販売からの収益が悪影響を受ける可能性がある。

更に、当社は、法規制の遵守については、世界各国の当社チャネル・パートナーに依存している。当該チャネル・パートナーが規制に従わなかった場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。また、当社が契約を有さない地域において製品を販売した場合、当社の販売網に混乱が生じる可能性がある。

当社が競合する市場は競争が熾烈であり、そのため当社の増収達成に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社が競合する市場は、急速な変化、技術の収斂、また、より強みを持つネットワーキング及び通信ソリューションへの移行により特徴づけられる。これらの市場要因は、当社に対して競争の脅威となる。当社は各製品分野において多数の供給業者と競合している。ニッチ製品ソリューションを提供している当社の競合先の全体的な数は、増加する可能性がある。また、競合先の実体及び構成は、当社のデータ・センターやコラボレーションといった新製品カテゴリーや主要成長分野における活動が増すことにより変化する可能性がある。例えば、SDN(ソフトウェアで定義された)製品等のネットワーク・プログラマビリティに関連する製品が普及する中、「ホワイトボックス」ハードウェアと言われる共有ハードウェアを使用したネットワーキング製品を開発している企業があるが、顧客が当社の製品ではなくこれらの製品を購入することとした場合、当社は、これらの企業との競争に一層さらされることが予想される。更に、サービスとして提供される技術に対する需要が増すことにより、新たな競合企業が市場に参入することになる。

当社が世界的な販売を拡大していくに従い、異なる地理的地域において新しい競合先に直面する可能性がある。中でも当社は、アジア（特に中国）において価格を重視する競合先との競争に直面しており、今後もかかる傾向は続く予想する。

当社の競合先企業の中には、複数の製品ラインを通して競合しているものもあり、他方、特定の製品分野においてのみ競合するものもある。新規参入の障壁は比較的安く、当社製品と競合する又は競合する可能性のある製品を製造するベンチャー企業が常時、新設されている。更に、当社の競合先の中には、当社を上回る技術的、工学技術的資源を有するものもある。新規市場に参入するにつれ、当社は既存の競合先のみならず、かかる市場において、技術、マーケティング、販売面で堅固な地位を誇る既存の企業など、その他の競合先との競争に直面することになる。当社はまた、時として、当社製品の再販業者やディストリビューターとの競争にも直面する。当社が一部戦略的提携を組んでいる企業も、別の分野において当社の競合先となる可能性があり、かかる傾向は今後強まることが予想される。

例えば、エンタープライズ・データ・センターは、コンピューティング、ネットワーキング、ストレージ及びソフトウェアなど、従来、関わり合いのなかった技術が収斂していくなど、抜本的な転換期にある。高度にスケラブルで汎用性のあるマイクロプロセッサ、アプリケーション専用に統合されたサーキットを提供するアドバンスド・サービス、標準化されたプロトコル、クラウド・コンピューティング並びに仮想化が利用可能となるなど、複数の要因により、エンタープライズ・データ・センターにおける技術の収斂は、かつては独立していた複数の技術分野にまで及んでいる。また、エンタープライズ・データ・センター事業における当社の競合先及び潜在的な競合先は、エンタープライズ・データ・センター向けのエンド・ツー・エンド技術ソリューションを提供するポジションを確保するべく企図された買収を実施し、或いは新規の戦略的提携を発表している。かかる進展の結果、当社の長期戦略的提携先企業との競争など、当社はエンタープライズ・データ・センター技術の開発及び販売において、これまで以上に熾烈な競争に直面している。当社が展開する事業の複数の分野において当社と戦略的提携を組んでいる企業は、当社の競合企業を買収する、或いは提携する可能性があり、そうなれば当社との取引が減少することになる。

当社が現在及び将来競争する可能性のある市場における主な競争要因には以下が含まれる。

- ・ 広範なネットワーキング及び通信関連の製品とサービスを提供する能力
- ・ 製品の性能
- ・ 価格
- ・ 価格性能性が優勢な製品を含む新製品の発売能力
- ・ 製造費用の削減能力
- ・ セキュリティ、信頼性及び投資保護といった付加価値のある特徴を提供する能力
- ・ 基準への適合性
- ・ 市場における存在感
- ・ 資金調達能力

・ 破壊的な技術シフトと新たなビジネスモデル

当社は、当社が技術のライセンス供与又は提供を行う顧客並びに当社が技術を移転された供給業者との競争にも直面している。ネットワーキング固有の性質として相互運用が要求される。このように、当社は多くの企業と協力すると同時に競合しなければならない。顧客、供給業者及び戦略的提携パートナーとのこうした複雑な関係を実質的に管理できない場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、それによって当社の成功の機会にも影響が及ぶこととなる。

当社の間接流通チャネルへの販売に関連した在庫管理は複雑であり、余剰在庫が売上総利益に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社はディストリビューターに対する販売に関連した在庫を効果的に管理しなければならない。なぜならば、ディストリビューターが保有する在庫は当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があるからである。当社のディストリビューターは、製品不足の時期に発注を増やし、在庫が多い場合は発注を取消し、また新製品を待って発注を遅らせる可能性がある。また当社製品及びディストリビューターが調達可能な競合先の製品の供給に対応して、或いは最終消費者の需要の季節変動に対応して、発注を調整する可能性がある。ディストリビューターからの収益は、通常、彼等から入手した情報に基づき、セル・スルー方式に基づき認識される。かかるディストリビューターは通常、在庫の一部を返品すること、販売価格の変更による払戻金を受領すること、及び様々な共同マーケティング・プログラムに参加することが可能な取引条件を与えられる。在庫管理は、技術及び顧客の要求が急速に変化し、在庫の陳腐化リスクがある中、当社がいかに魅力的なリードタイムを確保するための戦略的在庫水準を維持できるか、注力している分野である。部品供給に関する問題に直面した場合、当社は顧客の期待を充たすために部品調達努力を更に推し進めていく。在庫が超過していると最終的に判断された場合、当社は値引きを行い、在庫の評価損を計上する必要が生じ、その結果、売上総利益が減少する可能性がある。

委託製造業者又は部品供給業者の財政的な問題、当社の費用を増加させ又は受注の履行を遅延させ得る部品供給又は製造能力の欠如といったサプライ・チェーンに関連する問題は、当社の事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があり、また、当社が顧客需要を的確に見積ることができない場合、コンポーネントの供給の超過又は陳腐化に繋がり、そのことにより当社の売上総利益が悪影響を受ける可能性がある。

当社が製造施設の大半を所有又は操業していないという事実、並びに当社が外部のサプライ・チェーンに依存しているという事実は、当社製品の供給のみならず、当社の事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

- ・ 委託製造業者又は部品供給業者の財政的な問題は、供給の制限若しくは費用の増加を促す可能性がある。
- ・ 当社が事業展開する業界内外における企業が、当社の委託製造業者の製造力を確保した場合、供給が制限され、費用が増加する可能性がある。

供給が低下又は中断した場合、複数のコンポーネントの価格が大幅に上昇した場合、委託製造業者に適切な在庫調達を許可できない場合、事業上のニーズに基づき当社の受注を適切に取消し、予定を組直し、調整ができない場合、あるいは製品需要が減少した場合、当社の事業、経営成績、財政状態に重大な悪影響が及び、当社の顧客関係が大きく損なわれる可能性がある。また、供給業者と価格又は購入契約にて拘束されることにより、当社は現在の市場において入手可能なコンポーネントよりも高い価格にてコンポーネントを購入しなければならない可能性がある。当社が現在の市場価格を超える額でコンポーネントを購入しなければならない場合、実際にコンポーネントが使用された時に当社の売上総利益が減少する可能性がある。過去、リードタイムが通常よりも長期化したことがある。重大な中断が発生した場合、当社ではほとんどの場合は追加供給を確保し、その他の緩和措置を講じたが、同様の状況が将来発生した場合、当社の事業、経営成績及び財政状態は重大な悪影響を受ける可能性がある。本項で前述した「特定の期間における当社の収益の予測は困難であり、収益不足は当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照されたい。

当社が成長し、顧客の需要に応えことができるか否かは、供給業者及び委託製造業者から適時に部品の提供を受けられるかに依存しているとも言える。当社は過去に、製造プロセス問題に起因する不足を含むコンポーネントの不足に直面し、事業活動に影響が出たことがある。当社自身の製造上の問題、供給業者又は委託製造業者の製造上の問題、供給業者又は委託製造業者の製造能力の問題、当該部品についての業界内での需要の増加といった要因により、当社はコンポーネントの一部について今後不足を経験する可能性がある。経済が成長すれば、当社及び供給業者は、全体的なコンポーネント需要及び特定の製品分野におけるコンポーネント需要を正確に予測し、最適なコンポーネント量及び製造能力(特に労働集約的なコンポーネントのレベル、当社が供給量の相当部分を購入するコンポーネントの量、又は高度に複雑な製品に対する製造能力の再稼働)を確立することが一層必要となってくる。コンポーネントの不足又は遅延が続く場合、これらコンポーネントの価格が上昇し、又は調達不能となる可能性があり、また、当社が需要を正確に予測できなかった場合にも不足に直面する可能性がある。当社は、新製品の製造において必要となる適切な価格又は受入可能な質のコンポーネントを、必要な量又は構成にて、適時に確保できない可能性がある。従って、当社の収益と売上総利益は他の供給源が開発されるまで損害を被る可能性がある。当社の経営成績はまた、実際を上回る需要を予測して、必要以上のコンポーネントを購入する契約をした場合に悪影響を受ける可能性がある。かかる状況は、昨今の様に、需要の不透明感が大きい局面において発生しやすい。当社は当社製品について標準的な部品及びコンポーネントを使用するケースが多いが、特定のコンポーネントについては現在唯一又は限られた供給源からのみ調達可能となっており、世界的な景気の低迷やこれに付随する市場の不透明感がある中、特に最近見受けられたように景気低迷下において人員削減その他の措置に基づく供給抑制が生じるなど、かかる供給源の一つ又は複数に悪影響が出る可能性がある。当社は供給源を適時に多様化することができない可能性があり、そのことにより当社の顧客に製品を提供する能力が損なわれ、現在及び将来の売上高に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当社は将来、下記の問題に直面する可能性があると考えている。

- ・ 当社が参入している新規市場が急速に成長し、相当量のコンポーネントを即時に確保することが困難になる可能性がある。
- ・ 当社が会社を買収し、新技術を取得することに伴い、特に初期段階においては馴染みのないサプライ・チェーン又は比較的小規模な供給業者に依存する可能性がある。
- ・ 当社は供給が制限されている特定のコンポーネントについて、既存の競合先及びその他市場における企業との競争にさらされる可能性がある。

製造能力及びコンポーネント調達力の制限は、当社にとって重大な問題であり続ける可能性がある。当社はコンポーネントを様々な供給業者から購入しており、また外部の製造業者に委託し、製品の製造サービスを提供している。通常の事業過程において、製造リードタイム実績を改善するため、また十分なコンポーネント調達を確保するため、当社は委託製造業者及び供給業者と契約を結んでおり、委託製造業者及び供給業者が当社の規定する基準に基づき在庫の調達を行うか、当社の需要を定義したパラメーターの設定ができるようになっている。当社はかかる契約に基づき、場合によっては事業上の需要に基づき、確定注文がなされる前に必要量の取消、予定変更、調整をすることができる。部品供給に関する問題が発生した場合、当社は顧客の期待を充たすため、部品調達努力を更に推し進め、その結果、購入契約が増加した。リードタイムを短縮するため購入契約を増加する場合も、製品需要が当社の予測を下回った場合は、余剰及び陳腐化による棚卸資産費用をもたらす可能性がある。当社が顧客の需要を正確に予測できなかった場合、部品が過剰供給され、コンポーネントの過剰又は陳腐化に繋がり、その結果、当社の売上総利益に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は新製品の開発及び既存製品の強化に依存しており、新興技術の傾向及び顧客の需要の変化を予測できない場合、またそれに対応できない場合、当社の経営成績及びマーケット・シェアが損なわれる可能性がある。

当社製品の市場は、急速に進化する技術及び業界基準、新製品の導入並びにネットワークの構築及び事業ネットワークの進化により特徴付けられる。当社の経営成績は、新製品を既存市場及び新興市場に開発投入し、既存製品の製造費用を削減できるかにかかっている。当社の戦略的取組及び投資の多くが、複数のメンバーによる連携交流が可能なネットワークが求める要求を充たすことを目指しており、また当社が行った投資とアーキテクチャー構築は、あらゆる形態の通信及び情報技術のプラットフォームとして、ネットワークの使用が増加するよう設計されている。例えば、2009年度、当社は、コンピューティング、ストレージ・アクセス及びバーチャライゼーションを単一のシステムに統合するべく設計された次世代型エンタープライズ・データ・センター・プラットフォームであるシスコ・ユニファイド・コンピューティング・システム(UCS)の発売を開始した。これはエンタープライズ・データ・センター分野において発生する抜本的な転換に対応するべく設計されたものである。シスコUCS製品は、当社の重点分野であり続ける一方、当社の戦略及び投資は、市場内の様々な移行によっても方向づけられる。

当社が注目するかかる市場傾向の1つとして、よりプログラマブルでフレキシブル、またバーチャルなネットワークへの移行が挙げられる。かかる市場傾向はまだ初期の段階であるが、同市場において成功を収める製品及びソリューションは、ASIC、ハードウェア並びにソフトウェアを結合したものとなると当社では考える。その他、当社が注力する市場移行には、IT業界における重要な移行となる可能性があるIoE、及びシスコ・インタークラウド・ソリューションの設計計画をすでに発表しているとおり、クラウドにおける移行が挙げられる。

よりプログラマブルでフレキシブルまたバーチャルなネットワーク関連の技術、並びに、IoE及びクラウドを含むその他の市場移行に関連する技術を含め、新技術の開発過程は複雑で、不確実であり、当社が顧客の移り変わる需要及び新興技術の傾向を正確に予測できない場合、当社の事業に損害を与える可能性がある。当社は、優先分野において既に実施した投資を含め、新製品の開発に対して、当社の投資が市場に受け入れられるような製品に発展するか判明する前に、多大な資源を投じなければならない。特に、当社のネットワーキングの進化モデルが、当社が考えているように発展しない場合、又は業界が当社の予想通りには発展しない場合、若しくはかかる発展に対処する為の当社の戦略が成功しない場合、当社の戦略的イニシアティブ及び投資の多くは全く価値が無いが、又は限定的な価値しかない可能性がある。例えば、SDN製品をはじめとするプログラマブルなネットワーク等の新技術をタイムリーに提供できない場合、或いは、市場において最終的に成功を収める製品のベースとなる技術や技術アプローチが、「ホワイトボックス」ハードウェアに基づくネットワーク製品のように、当社のものと異なる場合、当社の事業は損なわれる可能性がある。同様に、当社がその他の市場の移行に対応する製品を開発できない場合、また、開発の時期が遅れた場合、或いは、かかる移行に対応した製品の中でも最終的に成功する製品が、当社の技術と異なる技術又は異なる技術へのアプローチに基づく場合、当社の事業は損なわれる可能性がある。

更に、当社は、製品計画若しくはその時期の問題、当社が適時に解決できない技術的問題、又は適切な資源の不足により、ビジョン又は戦略を成功裡に実行できない可能性がある。このことにより、当社よりも先に競合先がこれらのソリューションを提供し、当社のマーケット・シェア、収益及び収入に損失が生じる結果となる可能性がある。これら競合先の中には、当社の戦略的提携先が含まれる。また、サービスとして提供される技術に対する需要が増すことにより、新たな競合企業が市場に参入することになる。新製品の成功は、新製品の適切な特性付け、コンポーネント費用、かかる製品を適時に完成し導入すること、新製品を当社の競合先の製品と差別化すること及びかかる製品の市場の受容性等の要因に依存している。当社が新製品開発の機会を確実に見定めること、新製品を開発し適時に市場に導入すること、当社の製品の市場による受入を達成すること、他社により開発された製品及び技術が当社製品又は技術を陳腐化させたり、競争力を失わせたりしないということについて保証はない。当社のその他の新製品カテゴリーに属する製品及び技術並びに主要成長分野の製品及び技術は、当社が予想するように市場に受け入れられないかもしれず、その他の新興製品又は新製品を特定し、それに投資することができない可能性がある。

業界の構造及び市況の変化により、一部当社製品の製造中止又は事業の撤退、資産の減損及び人員削減若しくは再編に関連する費用が発生する可能性がある。

業界及び市場の状況の変化に対応して、当社は戦略的に当社の資源を再調整し、事業の再編、処分、又は撤退を検討する必要がある可能性がある。資源の再調整、或いは、事業に対する投資の制限、処分、又は撤退という決断がなされた場合、在庫及び技術関連の償却費、人員削減若しくは再編費用、超過設備の統合費用といった特別費用の計上、又は再販業者若しくは製造を中止した製品の利用者であった第三者から請求を受けた場合の特別費用の計上に繋がる可能性がある。購入した無形固定資産を含む帳簿上の資産の耐用年数及び最終的な回収可能性に関する当社の見積は、かかる評価や決定の結果により変化する可能性がある。特定の場合においては、当社はその供給契約に基づき、確定注文を行う前に、当社の事業ニーズに応じて当社の要求の取消、予定変更、調整をすることが認められるが、当社の偶発債務には、契約製造業者や供給業者との契約を取り消すことができなかったことに由来する負債が含まれる可能性がある。更に、当社の超過設備に対する負債の見積は、不動産市場の変化により影響を受ける。また、当社はのれんの減損テストを毎年、また場合によっては年次テストの合間に実施することを求められている。将来におけるのれんの減損テストは収益によって費用が発生する可能性がある。

2014年8月、当社は、成長、革新及び人材に対し今後も投資を継続しつつ、費用削減と効率性の向上を目指すという戦略の一環として、最多で6,000名が対象となる再編計画を発表したが、これは当社の全世界の従業員数の約8%にあたる。当社は、2015年度第1四半期から同計画を実行する予定である。この再編計画を実施した場合、当社事業が混乱する可能性があり、再編の完了後も、実施前と比べて、当社の事業が効率的又は効果的になるとの保証はない。当社の事業再編活動は、関連する費用や人員の再編の影響を含め、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は長期的に、エンジニアリング、販売、サービス及びマーケティング活動に対する投資を行う方針であるが、こうした投資による利益が予測を下回り、またその到来が遅い場合、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は費用及び経費の管理に重点を置くことを方針とするが、長期的には、データセンター・バーチャライゼーション、ソフトウェア、セキュリティ及びクラウドといった主要成長分野に対し資源を再編、投与する中、エンジニアリング、販売、サービス及びマーケティング部門に対し人員その他の資源を投じて行く方針である。また、ルーティング、スイッチング及びサービスにおける主導的地位も維持していく方針である。当社は、かかる投資に関連した費用を予測利益よりも早い段階で認識する場合があります。また、かかる投資からの収益が当社の予測を下回る可能性や、収益の到来が遅い可能性がある。当社がかかる投資からの予測利益を達成できない場合、又はかかる利益の達成が遅延した場合、経営成績は悪影響を受ける可能性がある。

当社の事業の大部分はインターネット及びイントラネットを基盤としたシステムの継続的な成長に依存している。

当社の事業及び収益の大部分は、インターネットの継続的な開発とIaaSへの移行を含むインターネットの成長及び進化と、かかる継続的な成長及び進化に依存している顧客による当社製品の展開により成り立っている。景気の低迷又は不透明感及びこれらに関連する資本支出の減少が、IaaS関連の支出又は投資を含め、インターネット設備への支出に悪影響を及ぼし続ける限り、当社は事業、経営成績及び財政状態への重大な悪影響に直面し続ける可能性がある。

新製品が頻繁に導入され、費用対効果や安全等についての顧客の要求が変化することにより、将来において、多くの注目を集め認知されるような、インターネット通信の性能に関わる問題が生じる可能性があると考えられる。当社はネットワーク製品の大規模な供給業者であるため、かかる問題が当社製品の性能に起因しているか否かに係わらず、当社の事業、経営成績及び財政状態は重大な悪影響を受ける可能性がある。かかる事象は、当社の事業に対する直接的な影響とは別に、当社の普通株式の株価に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は従来に続き、今後も買収を行う予定であり、それにより当社の事業運営が混乱し、経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の成長は、市場の成長、既存製品を強化する当社の能力及び適時に新製品を導入する当社の能力に依存している。当社は、他企業の買収、製品ライン、技術及び人員の取得を通じて、新製品を開発する必要性に対応し、既存製品を強化していく方針である。買収には下記を含む多数のリスクが含まれている。

- ・ 買収した企業(とりわけサイエンティフィック・アトランタ、WebEx、スタレント、タンバーク及びNDSグループ・リミテッドのような大規模且つ広範な営業活動を行い、且つ/又は複雑な製品を製造する企業)の事業運営、システム、技術、製品及び人員の統合における問題
- ・ 買収活動により、通常の日常的な事業運営から経営陣の注意が逸れ、また、より大規模で広範な経営を行うという課題が生じること
- ・ 仕掛中の研究開発無形資産に関連したプロジェクトを完成させることの潜在的な難しさ
- ・ 当社が直接的には経験を有さず、或いは、限られた経験しかない市場に、すでにより強固な市場地位を獲得している競合先がいる中、参入することの難しさ
- ・ 初期段階において馴染みのないサプライ・チェーン又は比較的小規模な供給提携業者に依存すること
- ・ 買収により増加した費用を補うには収益が不十分である可能性
- ・ 買収計画の発表後に、被買収企業の主要な従業員、顧客、ディストリビューター、ベンダー及びその他のビジネス・パートナーを喪失する可能性

買収はまた、当社に対して以下の結果をもたらす可能性もある。

- ・ 当社の現在の株主所有率を希薄化させるような普通株式の発行
- ・ 多額の現金資源の使用、又は、2006年度にサイエンティフィック・アトランタの買収への資金供給を目的として上位無担保債65億ドルの発行及び売出が行われた時のような債務の発生
- ・ 買収のために追加の支払い債務が発生した場合における、支払利息、レバレッジ及び債務返済金の大幅な増加
- ・ 負債の引受
- ・ 減損テストの定期的な実施が義務付けられ、期毎の減損費用発生の可能性のあるのれん及び無形固定資産の計上
- ・ 特定の無形固定資産に関連する償却費用の発生
- ・ 当社の会社間研究開発コスト共有契約及び法体制に対して買収がもたらす効果に関連して発生する税務費用
- ・ 多額の即時的な償却費用並びに再編費用及び関連するその他費用の発生
- ・ 知的財産訴訟をはじめとする訴訟リスク

ハイテク企業の合併及び買収は内在的にリスクがあり、当社の支配が及ばない数多くの要因に左右されるため、過去又は将来の買収が成功し、当社の事業、経営成績、又は財政状態に重大な悪影響を与えないと保証することはできない。買収実行後の統合が成功しない場合、当社の事業及び経営成績は重大な悪影響を受ける可能性がある。過去の買収においては、新製品及び新技術の導入が成功した場合もあれば、導入に失敗した場合まで、結果は様々であった。買収された企業が既に製品を開発し、販売している場合では、適時に製品の機能強化が行われるか、又は、これらの製品に関して起こり得るすべての問題が買収前のデュー・デリジェンスにより特定されているか、保証はない。

当社は、時々において、四半期中に費用が計上されるような買収を行ってきた。かかる費用はどの特定の四半期にも生じる可能性があり、そのため四半期の収益が変動する場合がある。更に、当社の将来の期間における実効税率は不確定であり、合併及び買収により影響を受ける可能性がある。新製品の開発に関連するリスクは買収についても同様である。詳細については、「当社は新製品の開発及び既存製品の強化に依存しており、新興技術の傾向及び顧客の需要の変化を予測できない場合、またそれに対応できない場合、当社の経営成績及びマーケット・シェアが損なわれる可能性がある。」と題された上記の記述を参照されたい。

新規又は新興市場への参入により、当社は新たな競争に晒され、当社のサービス及びサポート体制に対する要求が高まる可能性が高い。

当社が新規市場における商機及び主要成長分野に注力するに従い、新興企業のみならず、大規模な通信機器供給業者との競争が増していく。当社の競合先の一部は、技術資源及びエンジニアリング資源を含む資源を当社より多く有している可能性がある。更に、とりわけ新興国においては、かかる市場における顧客がインフラ整備を完了するに従い、当社が過去に提供してきたものよりも更に高度なサービス、サポート及び融資を要求する可能性がある。かかる種類のサービス、サポート又は融資契約の需要は将来増加する可能性がある。かかる市場における商機の為に効果的に競争できるような製品、サービス、サポート及び融資を当社が提供できるという保証はない。

更に、当社によるより高度なサービス、サポート及び融資により、収益の認識時期が遅れる可能性がある。また、その他市場への参入により、一般市況及び消費者マインドの冷え込みの影響等、特にこれら市場における更なるリスクに晒され、今後とも晒される可能性がある。例えば、当社が顧客の変容する需要に対応するため世界における直接販売機能を強化することにより、法規制上の更なる義務が発生することとなる。

業界再編は競争を激化させ、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

ここ数年、当社の市場においては、業界再編が進行する傾向にある。当社は、発展する業界において企業がその市場における地位を強化又は維持する為、また企業が買収され若しくは事業運営を継続できなくなる為、かかる傾向は続くとして予測している。例えば、エンタープライズ・データ・センター事業における当社の既存競合先及び潜在的な競合先は、エンタープライズ・データ・センター向けのエンド・ツー・エンド技術ソリューションを提供するポジションを確保するべく企図された買収を実施し、或いは新規の戦略的提携を発表している。当社が展開する事業の複数の分野において当社と戦略的提携を組んでいる企業は、当社の競合企業を買収するか、提携する可能性があり、そうなれば当社との取引が減少することになる。当社は、業界の統合により、顧客に対する唯一の供給源としてより競争力のある強力な競合先が現れる可能性があると考えている。このため、当社の経営成績の変動性が高まり、また、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。更に、特にサービス・プロバイダー市場において、急速な企業再編は顧客を減少させ、その影響により主要な顧客が失われ、より多くの参加者から構成されている顧客市場では予測できないような重大な影響を業績に対して及ぼす可能性がある。

製品の品質に問題がある場合、収益、売上総利益及び当期純利益が減少する可能性がある。

当社はハードウェア及びソフトウェアの両方を含め、先端技術を搭載した非常に複雑な製品を製造している。ソフトウェアは通常、予定された動作を突然妨げるようなバグを含んでいる。当社は出荷前テストを行っているが、かかるプログラムが、個別製品の欠陥又は数々の出荷に影響を与えるような全ての欠陥を検知するのに十分であるという保証はなく、その結果、顧客満足が阻害され、販売の機会が減少し、売上総利益に影響が及ぶ可能性がある。これまで当社は特定のコンポーネントを交換し、また当社が出荷した製品の中の欠陥若しくはバグを発見する為の修復策を提供しなければならなかった場合があった。かかる修復策が、関係する製品によっては、重大な影響を及ぼさないという保証はない。製品の欠陥を修復することができなかった場合、製品ラインの欠陥、一時的若しくは恒常的な製品の撤退又は市場からの撤退、当社の信用の毀損、在庫費用又は製品再設計費用が生じる可能性があり、そのいずれも収益、利益率及び当期純利益に重大な影響を及ぼす可能性がある。例えば、単一供給者が2005年から2010年の間に製造したメモリー・コンポーネントを含む製品が過年度に販売されたが、かかる製品に対する見積改善費用として、当社は2014年度第2四半期に税引前費用655百万ドルを計上している。

当社はグローバルに事業展開しているため、当社の経営成績及び財政状態は、特定の国や地域における政治、経済の変化及びその他の要因により悪影響を受ける可能性がある。

当社は世界中において重要な販売及び顧客サポート事業を実施している。そのため、当社の成長は、新興国の売上高の増加にかかっているとみえる。また当社の委託製造業者、コンポーネント供給業者及び流通提携業者の米国外における活動にも依存している。ここ数年における当社の売上高は、一部新興国において減少しており、2014年度も同様であったが、その他の新興国では全般的に比較的急速な成長を遂げており、また、当社はこれらの国々における契約の拡大と成長予測について発表した。一部新興国における最近の低迷は、今後数四半期は続くものと当社では考える。当社の将来の業績は、2013年に始まった強制歳出削減影響を含む米国連邦政府予算の影響、各国中央銀行の金融政策、米国に本部を置く企業の製品の購入を思いとどまらせるような米国と諸外国間の政治関係に関する問題、グローバルなマクロエコノミック環境の不透明感と混乱を含め、当社の事業活動に関連する米国内外の政治、経済又はその他様々な要因により重大な悪影響を受ける可能性がある。かかる要因のいずれか又は全ては、当社の経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があるが、それら要因の例として以下が挙げられる。

- ・ 外国為替レートの変動
- ・ 政治的又は社会的騒乱
- ・ 特定の国又は地域における経済不安、経済の弱体化又は自然災害；様々な国から当社製品を輸出入する能力又は様々な国で当社製品を販売する能力に影響を与えるような環境及び貿易保護策並びにその他法規制要件
- ・ サービス・プロバイダー及び政府による投資支出パターンに影響を与える政治的配慮
- ・ 流行病や伝染病等の健康や類似の問題
- ・ 国際的な事業運営における人員配置及び管理の問題
- ・ グローバル事業に対する源泉徴収税やその他法人税を含め好ましくない税務上の影響

当社は、当社の顧客の一部に関する信用リスク及び脆弱化した市場における信用エクスポージャーに晒されており、それにより重大な損失が生じる可能性がある。

当社の売上の大部分は信用取引によるもので、支払期間は、通常米国内で30日間であるが、一部米国外の市場においては現地の慣習又は状況によりそれよりも長くなる場合がある。当社がかかる信用取引を認める際に、個々の顧客の支払能力を監視しており、かかる信用取引の金額を顧客が支払い可能な金額に制限し、不良債権のリスクを補償するのに十分な引当金を維持している。信用取引の他に、当社はまた、顧客への融資及びリース契約の円滑化を求められてきた。融資を求める顧客の要求は今後も継続すると予測され、グローバルにおけるマクロ経済環境の不透明感と混乱から影響を受けるにつれ、新興国からの需要増も含め、こうした要求は増加する傾向にある。

顧客に対する融資は、特に重大な設備プロジェクトにかかわっている顧客に提供する場合、取引を得る為の強みとなると当社では考えている。当社のローン融資契約は、当社の製品とサービスを取得することに対する融資のみならず、ネットワークのインストール及び当社製品とサービスの統合に関連するその他の費用の追加資金としても供与される。

当社の顧客が世界的な景気の低迷や不安定な経済環境の悪影響を受けた場合、上述の様な当社の財務活動に関連した信用リスクは増加する可能性がある。当社は、特定の地域におけるリスクの管理を含め、関連リスクを管理、軽減するためのプログラムを有しているが、かかるプログラムが当社の信用リスクを減少させる効果があるという保証はない。

これまでに、当社と信用取引及びローン又はリース融資契約を有する企業で、特にインターネット事業及びサービス・プロバイダーなどに重大な破産のケースがみられ、当社に経済的、財務的損失が発生した。今後更なる損失が発生しないという保証はない。かかる損失はこれまでのところ重大なものではなかったが、仮に将来損失が発生した場合、当社の事業に損害を与え、当社の経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当社の売上高の一部は当社のディストリビューターを通じて稼得される。かかるディストリビューターは通常、在庫の一部を返品し、販売価格の変更による払戻金を受領し、様々な共同マーケティング・プログラムに参加することができる取引条件を与えられている。かかる取引条件に対し、当社は未払金及び引当金を見積計上している。しかし、ディストリビューターはその他の再販業者やエンド・ユーザー顧客よりも限られた財務資源しか有していないことが多く、支払義務を履行する上での資源の蓄えが不足している可能性がより高い為、潜在的な信用リスクを増加させる。更に、信用市場の混乱によって顧客が融資を受けることが困難になるにつれ、顧客の支払能力に悪影響を及ぼし、そのため、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、有価証券投資の市場価値及び金利の変動の影響を受ける可能性があり、投資の減損は当社の利益に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、保有形態、種類及び償還日が異なる投資ポートフォリオを維持している。これら有価証券は通常、売却可能として分類され、その結果、連結貸借対照表上、税引後の累積その他包括利益の個別要素として未実現損益と共に公正価値にて計上される。当社のポートフォリオには確定利付債及び上場会社に対する株式投資が含まれており、その価値は、ヘッジされない場合、市場価格の変動リスクに晒される。当社の一部投資において過去に発生したように、かかる投資商品の市場価格が低下した場合、そして、かかる価値の低下が一時的ではないと判断された場合、当社は、投資商品の公正価値が原価を下回ったとして、利益において認識する可能性がある。ポートフォリオ投資の市場価格と金利に関する感応度及びリスクについては、下記「市場リスクに関する定量的且つ定性的開示」を参照されたい。当社の未公開会社に対する投資は、投資資本を失うリスクに晒される可能性がある。かかる未公開会社が開発中である技術又は製品の市場は、通常、初期段階にあり、実現化しない可能性がある為、かかる投資は内在的なリスクを伴う。当社はかかる会社に対する投資を全て失う可能性がある。

当社は外国為替レートの変動に晒されており、それは当社の財務実績及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の事業の大部分が米国外において実施されている為、当社は外国為替レートの不利な変動に晒されている。かかるリスクは商慣行が進化するにつれ次第に変化し、当社の財務実績及びキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。従来、当社の主要なリスクは、日本、カナダ及びオーストラリアにおける非ドル建て売上高並びに通常ドル建てにて販売が行われているヨーロッパ、中南米及びアジアにおける非ドル建て営業費用及びサービス売上原価に関するものであった。更に、当社は、通貨の変動性が非常に高い新興市場の通貨に対するリスクを負っている。ドル高は当社がドル建てにて販売を行っている米国外の市場における当社製品の顧客の実質費用を増加させる可能性があり、ドル安は、当社が外国通貨建てでコンポーネントを購入しなければならない範囲において、現地営業費用及び原材料の購入費用を増加させる可能性がある。

現在、当社は特定の外国通貨建売掛債権、投資及び支払債務に関する外国為替変動の短期的影響を軽減する為に外国為替先物契約及びオプションを締結している。更に、当社は予想外国為替キャッシュ・フローを定期的にヘッジしている。外国為替変動リスクをヘッジする当社の試みにより、当社の当期純利益に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の所有権は実施が困難な可能性がある。

当社は通常、当社の技術及び製品に関する所有権を確立及び維持する為に、特許法、著作権法、登録商標法及び企業秘密法に依存している。当社は数々の特許の発行を受けている一方、その他現在申請中の多くの特許を抱えているが、これらの特許又はその他の独自の権利に対して、異議申立、無効化又は回避がなされない保証はなく、また当社の権利が当社に対して競争力のある利点を実際に提供できるという保証もない。更に、ネットワーク技術の主要部分は同業界の基準により管理されているが、全ての市場参加者はそれを利用できる。また、申請中の特許が発行されるか否か、また特許に関連して認められている申立が当社の技術を保護するのに十分であるか、保証はない。また、一部外国法の下では、米国法と同じようには当社の所有権が保護を受けられない可能性がある。外国における法的措置の結果は、仮に米国内でかかる措置が判断された場合の結果とは異なる可能性がある。当社は、当社が競争している特定の事業分野に関し、いかなる個別の特許又は特許群にも依存していないが、当社の所有権を市場において機能全体(製品の特許により保護されていない部分も含む。)として保護できない場合、当社を成功に導いた革新的な製品を創出する為に必要であった莫大な費用、時間及び努力を費やす必要のない他者との競争において不利益を受ける可能性がある。

当社は他者の知的財産権を侵害しているとされる可能性がある。

顧客を含む第三者は、独占的な特許権、著作権、登録商標及び当社に関連する技術及び関連基準についての知的財産権についての申立の申請又は訴訟の提起を過去に行っており、今後行う可能性がある。かかる主張は、当社の成長とともに、また、特に米国における特許関連申立の申請が全般的に頻繁になったことにより、次第に増加してきた。ネットワーキング分野における膨大な数の特許の存在、申請中の特許の秘匿性、特許の発行の頻度の高まりにより、製品若しくはそのコンポーネントが他者の特許権を侵害している可能性があるか、若しくは侵害する可能性があるか否かを事前に判断することは経済的に実質的ではないし、また可能でずらぬ。申し立てられた主張及び/又は提起された訴訟には、当社の既存製品又は将来の製品やかかる製品のコンポーネントが原告の所有権を侵害しているとして、当社又は当社の製造業者、供給業者、顧客に対する申立が含まれる可能性がある。かかる訴えに根拠があるか否かは関係なく、時間と訴訟費用が発生し、また技術要員及び経営陣の労を要し、権利を侵害しない技術を開発したり、ライセンス契約を結ぶ必要性が出てくる可能性がある。申立が顧客によりなされた場合、根拠のない申立に対する抗弁であっても、顧客との関係が損なわれる可能性がある。仮に必要となった場合にライセンスが受入可能な条件にて利用できるか、又は申立が直接当社若しくは当社の顧客に対してなされた場合に、供給業者による補償が当社の費用を補填するのに十分であるか、保証はない。更に、高等裁判所の裁定は必ずしも予測可能ではなく、極めて根拠に乏しい申立でさえも、高額な和解金にて解決することは珍しくない。第三者による当社に対する権利侵害若しくはその他知的財産権に関する申立で第三者が勝訴した場合、顧客に対する申立に関連して当社が顧客に対し補償しなければならない場合、又は当社が権利を侵害しない技術の開発ができなかった場合若しくは商業的に妥当な条件にて独占的権利のライセンスを受けることができなかつた場合、当社の事業、経営成績及び財政状態は重大な悪影響を受ける可能性がある。

知的財産権の利用に関する潜在的リスクは、買収によって高まる可能性がある。これは、技術を取得した場合、かかる技術の開発過程や権利侵害リスクに対する保護対策が十分に明白ではないためである。また、当社が取得した技術について、取得前には主張されていなかった権利侵害の申立や類似の申立が、取得後に第三書により提起されるということも過去に発生した。

当社は第三者ライセンスの利用可能性に依存している。

当社の製品の多くは第三者からライセンス供与されたソフトウェアやその他知的財産を包含するように設計されている。将来、これらの製品の様々な面に関連してライセンスを取得又は更新する必要性が生じる可能性がある。かかる必要性が生じた場合に、ライセンスを受入可能な条件で利用できるという保証はない。特定のライセンス若しくはその他の権利を取得できない場合、かかるライセンス若しくは権利を好条件にて取得できない場合、又はかかる件に関して訴訟が提起された場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。更に、非排他的に第三者からライセンス供与されたソフトウェア又はその他の知的財産を当社製品に搭載した場合、当社製品に対する当社の所有権を保護する能力が制限される可能性がある。

当社の製品の偽造品が製造販売されることにより、経営成績が悪影響を受け、当社の信用が損なわれる可能性がある。

世界をリードする製品の例に漏れず、当社の製品も、その偽造を目論む第三者のターゲットとなっている。当社では各国の取締当局とともに、偽造品の製造を防ぎその販売を禁止し、また顧客ネットワークにおける偽造品の追跡に懸命に取り組んでおり、その結果、偽造品及びその販売者を告訴し、罰金、禁固刑及び賠償金の支払いといった成果が得られたものの、かかる取組が今後成功する保証はない。偽造者は、生産地についての信憑性やサービスが欠如しているため、通常なら当社の製品を買わないであろう人々を販売対象としているものの、偽造品が販売されることにより、当社の正当な売上が浸食されるという意味において、当社の経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の経営成績及び将来の見通しはインターネットに関する規制の不確実性により、重大な悪影響を受ける可能性がある。

現在のところ、インターネットのアクセス又はインターネット商取引について直接適用される法律や規制は殆どない。当社は、当社が事業運営を行っている国におけるインターネット及びインターネット商取引に関する規制により重大な悪影響を受ける可能性がある。かかる規制には、インターネット上の、若しくはIPを利用した音声、暗号化技術、インターネット製品又はサービスの売上に対する消費税又はその他の税及びインターネット・サービス・プロバイダーに対するアクセス費用等が含まれることがある。インターネット及びインターネット商取引に関する規制が導入されることにより、当社製品に対する需要が減少し、同時に当社製品の販売費用が増加し、そのため、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

通信規制及び関税の変更は、当社の見通し及び将来の売上高に悪影響を及ぼす可能性がある。

米国又はその他の国において、通信関係又は当社が事業活動を行うその他の業界に係る法規制の改正があった場合、当社製品の売上高に影響が出る可能性がある。特に、将来、米国において通信関連の法規制が改正されることにより、通信事業者のネットワーク設備の拡張が遅れ、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。当社では考えている。

将来において規制当局により関税の変更が行われた場合、又は現在関税の対象となっていないサービスが関税の対象となった場合、特定の顧客グループに対する当社製品の売上に影響が及ぶ可能性がある。更に、米国において、当社製品は連邦通信委員会やその他の規制当局による様々な法規制の適用を受ける。米国外において、当社製品は、通信及びその他の業界に係る現地の規制当局の様々な要件を充たさなければならない。関税の変更があった場合又は当社が適時に製品の承認を取得できない場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

主要な人材を雇用し確保し続けることができない場合、当社は、主要目標を達成することが難しくなる可能性がある。

当社の成功は、技術、管理、販売及びマーケティング分野において高度な能力を有する人材を雇用し維持することができるかにこれまで大きく依存してきた。かかる有能な人材を獲得するための競争は特にカリフォルニア州北部のシリコン・バレー地域において熾烈である。かかる人材に対し、その長期貢献に対して報奨を与え、当社に慰留するためのインセンティブを提供するために、ストック・インセンティブ・プランが設けられている。したがって、当社の株価の変動、株価や株式インセンティブ報奨の不調、株式の希薄化管理と株式報酬費用の抑制を目的として、株式インセンティブ・プログラムを含む報酬プログラムが変更された場合、当社の中心的な従業員を確保し続けることは困難になる可能性がある。これら要因が1つでも発生した場合、当社は米国外の地域で人員を増加させる可能性があるが、これにより当社は更なる地政学的リスク及び為替リスクにさらされる可能性がある。当社の主要な従業員の労働力が失われた場合、将来有能な人材を確保し維持することができない場合、又は特にエンジニアリング及び営業関係の人材等必要な人員の確保が適時にできない場合、タイムリー且つ効果的な製品の導入をはじめとする主要目的の達成が困難になる可能性がある。更に、当社の業界では、従業員が競合先からの申し出を受けられる場合があり、従業員を引き抜かれた側の企業は、競合先が不適切な雇用活動を行っているとししばしば主張している。当社も過去にかかる申立をされており、将来においてもこれに関連して更なる申立がなされる可能性がある。

訴訟又は政府調査の結果が当社に不利なものとなった場合、当社の経営成績又は財政状態は損害を被る可能性がある。

当社は事業の通常の過程において、訴訟を提起される場合がある。訴訟は、費用が高く、長期にわたり、事業の通常の運営に混乱を生じさせる可能性がある。更に、複雑な法的手続きの結果は、予測が困難である。例えば、ブラジル当局は、輸入税の脱税疑惑及び当社のブラジル子会社及び当社製品のブラジルの輸入業者が関与したその他不適切な取引疑惑に関して、かかるブラジル子会社、当社の一部の現旧従業員、かかる輸入業者並びにその関連会社及び従業員について調査をした。ブラジル税務当局は、輸入税、利息及び罰金に関するブラジル輸入業者との連帯責任に基づき、当社のブラジル子会社に対して支払請求を行った。2013年度第1四半期、ブラジル連邦税務当局は、ブラジルの販売業者による法人税、社会保障税、利息及び罰金の支払不足分に関連し、連帯責任に基づき、当社のブラジル子会社に対し更なる支払請求を行った。ブラジル連邦税務当局による当該支払請求は2003年から2008年までの暦年に対するものであり、サンパウロ州税務当局による関連支払請求は2005年から2007年までの暦年に対するものであった。ブラジルの連邦及び州の各税務当局による支払請求の総額は、輸入税その他を脱税したとされる額として約389百万ドル、かかる税の遅延利息として約13億ドル、種々の罰金が約17億ドルに上る(いずれも2014年7月26日現在の為替レートで算定)。)。当社は本件に関する包括的レビューを終えており、当社のブラジル子会社に対するかかる申立は法的根拠がないものと確信しており、かかる申立に対し、断固として抗弁している。当社に申し立てられた請求額には法的根拠がないと確信しているものの、ブラジルの司法手続きにおける複雑さと不透明さ並びに当該ブラジル輸入業者との連帯責任を主張する申立の性質により、当社のブラジル子会社に対し不利な判決が出される可能性を判断することができず、また、かかる結果が生じた場合の損失額について、合理的に見積もることができない。今後数年間は、最終的な司法判断が下されることはないとみている。訴訟又は政府調査の不利な結果は、当社の事業、経営成績又は財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当社が当事者となっている訴訟等に関する詳細については、後述する「訴訟」を参照されたい。

法人税引当金の変動や税申告調査の不利な結果は、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の法人税引当金は変動する可能性があり、税率の低い国において収益が予測よりも低く、税率の高い国において収益が予測よりも高かった場合や、その他、繰延税金資産及び負債の評価の変更、研究開発税控除法又は国内製造減税関連法の失効又は廃止、税務上のインセンティブの失効、特定の買収により購入した無形固定資産を当社の会社間研究開発コスト共有契約に買収後統合することを含めた移転価格設定の調整、非控除報酬における税務上の影響、会社間再編に関連する税務費用、会計原則の変更、或いは、外国子会社の収益への課税に関する米国内の変更、国外所得に帰属する費用の控除可能性、又は外国の税還付規定を含む税法及び税規則、条約の変更又はその解釈の変更によっても、悪影響を受ける可能性がある。法人税の不確実性に関する会計指針に規定された認識及び測定特性の決定には重大な判断が求められる。米国を含む34か国で構成される国際的機構であるOECD(経済協力開発機構)は、従来よりの様々な税方針について、変更することを検討中である。これら検討中の変更が最終的に決定され参加国に採用された場合、税務上の不確実性が増し、当社の法人税引当金に悪影響を及ぼす可能性がある。更に、雇用及び資本投資に関わる一部継続中の措置並びにコミットメントにより、一部の国における当社の所得は、税率の引き下げの対象となる可能性があり、また全面的な免税措置の対象となる場合がある。当社がかかるコミットメントを履行できない場合、当社の実効税率は悪影響を受ける可能性がある。更に、当社は内国歳入庁及びその他税務当局により当社の法人税申告について継続的に検査を受ける。当社は法人税等引当金の充足性を判断する為にかかる検査による不利な結果の可能性を定期的に評価している。かかる継続的な検査の結果が、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼさないという保証はない。

当社の事業及び営業活動は特に地震、洪水及びその他自然災害のリスクに晒されている。

一部研究開発部門も置かれている当社の本社は、地震活動で知られている地域であるカリフォルニア州北部のシリコン・バレー地域に存在している。更に、当社の施設の一部は過去に洪水に見舞われたことのある川付近に存在している。当社の供給業者及び物流センターの一部は地震、津波及び洪水によって影響を受け、また今後も受ける可能性のある地域に所在しており、これが部品の運搬や製品の出荷を中断させ、今後もこの中断が継続する可能性がある。地震、ハリケーン又は洪水等の重大な自然災害は、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

コンピュータ・ウイルスやテロ等の人為的問題は当社の事業運営を妨害し、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社はネットワークのセキュリティ対策を講じているものの、サーバーはコンピュータ・ウイルス、不法侵入及び当社のコンピューター・システムに対する無許可の改竄といった類似の妨害の攻撃を受ける可能性がある。これらの事象は当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。悪意ある第三者によるインターネット活動の妨害又は当社の自己セキュリティ機能への攻撃を制限する努力は、抵抗に遭う可能性がある。更に、継続的なテロの脅威、かかる脅威に対抗するためのセキュリティの強化及び軍事行動、あるいは将来におけるテロ行為は、米国及びその他の国の経済に更なる打撃を与え、不確実性が増大し、また当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。同様に、広範囲にわたる停電等の事象は類似の悪影響を及ぼす可能性がある。かかる妨害又は不確実性の結果、顧客による発注、当社製品の製造若しくは出荷が遅延又は取消される場合、当社の事業、経営成績及び財政状態は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社が戦略的提携を成功裡に管理しない場合、当社はかかる戦略的提携により期待される利益を実現できず、また競争の激化又は製品開発の遅延に直面する可能性がある。

当社は、補完的な製品とサービスを提供する為に、大規模で複雑な組織及びその他企業と戦略的提携を行っており、また、シスコ・ユニファイド・コンピューティング・システム製品に関連するサービスを提供するための合弁企業を設立している。かかる協定は通常、特定のプロジェクトに限定されており、その目的は通常、製品の互換性を促進し業界基準を採用することである。これら戦略的提携や合弁企業設立により期待される利益を、当社が実現できる保証はない。成功した場合、かかる関係は相互に利益があり、結果として業界の成長を促すことになる。しかしながら、かかる提携は、多くの場合、当社が戦略的提携関係を有している企業と一部の事業分野において競争すると同時に、その他の事業分野においては当該企業と協調しなければならないため、リスクを抱えている。また、かかる企業が業績不振となる、若しくは期待していたような関係を実現できなかった場合、当社は、製品開発に遅れが生じたり、その他の運営上の困難に遭う可能性がある。合弁企業は、合弁企業のパートナー企業間で潜在的に利害の不一致があることを鑑みると、運営が困難となる可能性がある。

当社の株価は不安定である可能性がある。

過去において、当社の普通株式は大幅な価格変動を経験したことがあるが、これは特に当社の実際の財務実績とアナリストの予測に差異があったため、また競合先と当社の発表によるものであった。更に、当社の戦略的地位、財政状態、経営成績、事業、当社製品のセキュリティ又は重大な取引に関する報道機関や投資関係者の憶測により、当社の株価が変動する可能性がある。また、株式市場では株価と出来高が大きく変動し、特に技術関連会社の市場価格が影響を受けたことがあったが、かかる変動は、これらの会社の経営成績とは無関係である場合が多かった。このような要因は、経済や政治の全般的状況と同様に、また当社又は競合企業若しくは潜在的競合企業による買収その他重大な取引の提案と実行や、かかる取引に関連する困難な問題と同様に、将来において当社の普通株式の市場価格に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。更に、当社の主要従業員は実質的に全てその報酬の一部が株価と連動しているため、当社の株価の変動が激しかったり、株価が低下した場合、また株式報酬プログラムを含む全体的な報酬プログラムが変更された場合、かかる従業員の慰留に悪影響を及ぼす可能性がある。

債務の発生により当社の経営成績及び財政状態に悪影響が及ばないとの保証はない。

当社は2014年から2040年の特定日に満期を迎える総額208億ドルに上るシニア無担保債を発行済である。また当社はコマーシャルペーパー・プログラムを策定した。本プログラムに基づき、当社は、私募により、何時でも30億ドルを上限発行額として、短期の無担保コマーシャル・ペーパーを発行することができるが、2014年7月26日現在、かかるプログラムによる発行済みコマーシャル・ペーパーはなかった。発行済みのシニア無担保債は、半期毎に支払われる固定利付である(但し、このうち23.5億ドルは四半期毎に支払われる変動金利が付く。)長期性債務の公正価値は市場金利変動の影響を受ける。当該シニア無担保社債の債務証書は、当社の一部リーエンを受ける能力と、一部のリース戻し条件付販売取引を行う能力に悪影響の及ぶ可能性のある、当社及び当社の完全所有子会社に適用される一定の財務条項を含む。また、当社は、社債の利息の支払いと、満期日においてかかる社債を全額償還するに十分な準備金を確保することを要求される。これら債務又は将来における債務の発生が、現在オフショアで保有される現金を含む既存の現金資源を使用した場合よりも、当社に流動性をもたらすためのより良い手段となる保証はない。更に、当社がこの債務を維持すること又は将来における債務の発生が、当社の経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼさないとの保証はない。更に、格付機関による当社の信用格付の変更が、当社の借入証券及び持分証券双方の価値及び流動性並びに当社のコマーシャルペーパー・プログラム又は将来の社債の発行に基づく借入れにかかる諸条件に悪影響を及ぼす可能性がある。

市場リスクに関する定量的且つ定性的開示

当社の財務ポジションは、金利リスク、株価リスク及び外国為替リスク等、複数のリスクに晒されている。

金利リスク

確定利付有価証券

当社は様々な持分、種類及び満期の投資ポートフォリオを保有している。当社が確定利付有価証券を保有する最大の目的は、元本の確保及び管理のリスクに見合った投資収益を達成することにある。いずれにしても、市場金利の急激な上昇は、当社が保有する確定利付有価証券ポートフォリオの公正価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。他方、信用スプレッドの低下を含め、金利の低下は当社の投資ポートフォリオからの金利収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当社は、当社の投資目的を達成する為のヘッジ手段として設計されたデリバティブ商品を利用する可能性がある。但し、2014年7月26日現在、当社は保有する確定利付有価証券について、ヘッジ手段を利用していない。当社では、確定利付有価証券を投機目的で保有していない。2014年7月26日現在、当社が保有する確定利付有価証券はレバレッジされていない。当社は、特定の格付カテゴリー及び個々の発行体に対する当社の信用エクスポージャーを含め、当社の金利及び信用リスクを監視している。2014年7月26日現在、当社の確定利付有価証券の残高のうち、約76%が米国政府債及び米国政府機関債で構成されている。当社ポートフォリオの信用力は総じて堅固であると当社は考えている。

下表は、一部金利の潜在的市場変動におけるヘッジ効果を含めた、当社保有の確定利付有価証券の仮想公正価値を示す。仮にイールドカーブが50ベースポイント(「BPS」)上下した場合、また100 BPS及び150 BPS上昇した場合におけるパラレルシフトでの市場の変動を前提としている。2014年度末及び2013年度末の低金利環境により、100 BPS又は150 BPSの下方へのシフトは該当しないと当社は考えた。2014年7月26日現在及び2013年7月27日現在の仮想公正価値は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)

2014年7月26日現在	Xベースポイントの金利の下落における有価証券の評価額			公正価値	Xベースポイントの金利の上昇における有価証券の評価額		
	(150BPS)	(100BPS)	(50BPS)		50BPS	100BPS	150BPS
確定利付有価証券	該当なし	該当なし	\$43,721	\$43,396	\$43,071	\$42,747	\$42,422

2013年7月27日現在	Xベースポイントの金利の下落における有価証券の評価額			公正価値	Xベースポイントの金利の上昇における有価証券の評価額		
	(150BPS)	(100BPS)	(50BPS)		50BPS	100BPS	150BPS
確定利付有価証券	該当なし	該当なし	\$40,193	\$39,888	\$39,583	\$39,278	\$38,973

貸出債権

2014年7月26日現在の貸出債権の簿価は、2013年7月27日現在の79億ドルと比べ、81億ドルとなった。2014年7月26日現在、市場金利が50ベースポイント上昇又は低下したと仮定すると、当社の貸出債権の公正価値は、それぞれ約1億ドル、上昇又は低下する。

債務

2014年7月26日現在における当社の優先債残高は、額面ベースで208億ドルであり、内訳としては変動利付債が24億ドル、確定利付債が184億ドルである。当社の優先債の簿価は209億ドル、市場価格に基づいた公正価値ベースでは224億ドルに上る。2014年7月26日現在、市場金利が50ベースポイント上昇又は低下したと仮定すると、確定利付債の公正価値は、ヘッジ債104億ドルを除けば、約4億ドル減少又は増加する。但し、かかる金利の仮想変動によりヘッジ対象となっていない固定金利債にかかる支払利息が影響を受けることはない。

株価リスク

上場会社に対する当社の株式投資の公正価値は、市場価格の変動に晒されている。当社は、戦略上の目的で、或いは当社の投資ポートフォリオ全体の分散化を図る目的で、持分証券を保有することがある。当社の株式ポートフォリオは、スタンダード・アンド・プアーズ500指数又はNASDAQコンポジット指数と密接に連動する特徴を有する有価証券から構成される。かかる持分証券はトレーディング以外の目的で保有されている。特定の持分証券の公正価値の変動に対するエクスポージャーを管理する為、当社はヘッジ手段として設計された株式デリバティブを利用することがある。

上場有価証券

次表は、ポートフォリオに含まれる各持分証券の価格が一定幅上下したとの仮定において、上場有価証券の公正価値の変動を示したものである(ヘッジ対象となる持分証券がある場合はこれを除く。)。当該ポートフォリオに含まれる各持分証券の価格がそれぞれ10%、20%及び30%上下した場合における潜在的変動は、かかる証券の価格の潜在的な近い将来における変動に基づいて選定された。2014年7月26日現在及び2013年7月27日現在の仮想公正価値は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)

2014年7月26日現在	各株価がX%下落した場合の有価証券の評価額			公正価値	各株価がX%上昇した場合の有価証券の評価額		
	(30)%	(20)%	(10)%		10%	20%	30%
上場有価証券	\$1,144	\$1,307	\$1,471	\$1,634	\$1,797	\$1,961	\$2,124

2013年7月27日現在	各株価がX%下落した場合の有価証券の評価額			公正価値	各株価がX%上昇した場合の有価証券の評価額		
	(30)%	(20)%	(10)%		10%	20%	30%
上場有価証券	\$1,000	\$1,143	\$1,286	\$1,429	\$1,572	\$1,715	\$1,858

株式未公開企業への投資

当社は株式未公開企業への投資を行っている。かかる投資は、当社の連結貸借対照表上、その他資産の部に計上されており、原価法又は持分法によって評価されている。2014年7月26日現在、当社の株式未公開企業への投資は、簿価ベースで899百万ドルである。2013年7月27日現在では833百万ドルであった。当社が投資する株式未公開企業の一部は新興又は発展途上段階にある企業である。当該未公開企業が開発中の技術又は製品に対する市場は、通常、初期段階にあり、実現しない可能性があるため、こうした投資は内在的リスクを伴う。当社はこうした企業への投資全てを失う可能性がある。株式未公開企業への投資の評価は、とりわけかかる企業の持つ技術の性質と見込み財務リターンなど、事業のファンダメンタルズに基づいて実施される。

為替リスク

期末時点の為替先物予約及びオプション契約の概要は、次のとおりである。

(単位:百万ドル)

	2014年7月26日終了年度		2013年7月27日終了年度	
	名目元本額	公正価値	名目元本額	名目元本額
先物予約:				
購入	\$2,635	\$(3)	\$3,472	\$ 7
売却	\$896	\$ 2	\$1,401	\$(5)
オプション契約:				
購入	\$494	\$ 5	\$716	\$23
売却	\$466	\$(2)	\$696	\$(4)

当社は世界的に多くの通貨で事業を行っている。当社の売上高は主に米ドル建てであるため、収益に及ぼす為替変動の直接的影響は重大ではない。しかしながら、他通貨に対して米国ドルが強含んだ場合、当社の米国外の顧客にとって費用の増加を促し、これにより、需要が低下する可能性があることから、当社の収益に間接的な影響が及ぶ可能性がある。他方、米国ドルが弱含んだ場合には、これと反対の効果が及ぶ可能性がある。しかしながら、為替相場の変動が及ぼす間接的な影響を正確に測定する、或いは予測することは難しい。なぜなら、当社の売上高はかかる為替相場の変動による影響以外に、数多くの要因から影響を受けているからである。

当社の営業費用の約65%はドル建てで計上される。2014年度、ヘッジ効果を除いた為替相場の変動により、研究開発費、販売及び一般管理費の合計は153百万ドル(又は約0.9%)2013年度比で減少した。2013年度、かかる変動により、研究開発費、販売及び一般管理費の合計は227百万ドル(又は1.3%)2012年度比で増加した。非米ドル建て営業費用が原因として生じる営業費用やサービス売上原価のばらつきを緩和するため、当社は一部の予想される外貨建て取引を通貨オプション及び先物契約によりヘッジしている。これらヘッジ・プログラムは、長期にわたる外貨の保護を提供するようには策定されていない。特定のヘッジ・アプローチを設計するにあたり、当社はエクスポージャーの相殺、エクスポージャーの重大性、特定のヘッジ手段の締結に関連する費用、及びヘッジの潜在的有効性を含むいくつかの要因を検討する。為替予約にかかる損益は、為替の値動きによる当社営業費用及びサービス売上原価への影響を軽減する。

当社はまた、事業体の機能通貨以外の通貨建てによる受取債権及び支払債務についての為替変動の短期的影響を緩和するために為替先物予約及びオプション契約を締結している。当社にかかる外国通貨建て受取債権、投資及び支払債務に関連する市場リスクは、主に当社の外貨建て取引の予測と残高の差異に関連するものである。当社の先物契約及びオプション契約の満期は、通常、以下の通りである。

	満期
先物契約及びオプション契約 - 営業費用及びサービス売上原価に関する予想取引	18ヶ月未満
先物契約 - 流動資産及び負債	3ヶ月未満
先物契約 - 外国子会社に対する正味投資	6ヶ月未満
先物契約 - 長期顧客融資	2年未満

当社は、トレーディング目的での外貨先物契約及びオプション契約は締結していない。

訴訟

ブラジル

ブラジル税務当局は輸入税の脱税疑惑並びにブラジルにおける当社子会社及び当社製品の輸入業者が関与した不適切な取引疑惑に関して、当該ブラジル子会社とその現在及び過去の一部従業員並びに当輸入業者とその関連会社及び従業員に対する調査を進めてきた。ブラジル税務当局は、輸入税、遅延利息及び制裁金についてブラジルの輸入業者との連帯責任があるとして、ブラジルにおける当社子会社に対して支払請求を行った。ブラジル連邦政府の税務当局が過年度に行った支払請求に加えて、ブラジル、サンパウロ州の税務当局は同じ法的根拠に基づく類似の支払請求を過年度に行っている。2013年度第1四半期、ブラジル連邦政府の税務当局は、ブラジルの販売業者による法人税、社会税、遅延利息及び制裁金の過少納付疑惑について連帯責任があるとして、ブラジルにおける当社子会社に対して追加支払請求を行った。

ブラジル連邦政府の税務当局が行った支払請求は、2003年から2008年(暦年)に関するものであり、サンパウロ州の税務当局が行った支払請求は2005年から2007年(暦年)に関するものである。ブラジルの州及び連邦政府の税務当局が行った支払請求総額は、輸入税及びその他の脱税に係る金額が約389百万ドル、かかる税の遅延利息が約13億ドル、及び様々な制裁金が約17億ドルである(いずれも、2014年7月26日現在の換算レートによる。)。当社は、本件について包括的なレビューを完了し、かかる申立は法的根拠のないものと当社は確信しており、かかる申立に対し断固として抗弁する方針である。当社は、主張されている賠償責任には法的根拠がないと考えているものの、ブラジルの司法手続きをとりまく複雑且つ不透明な環境及び輸入業者に対して連帯責任を主張する当該申立の性質から、当社は、当該主張について当社に対する不利な結果が生じる可能性を判断出来ず、また損失があるとしてもその額の範囲を合理的に見積もることが出来ない。数年間は最終的な司法判断は下らないと予想される。

ロシア及び独立国家共同体

ロシア及び独立国家共同体の一部の国において行った当社の事業活動に関し、また、これらの国々における当社製品の再販業者の事業活動に関し、連邦海外腐敗行為防止法違反の疑いがあると申立てが当社及びSEC及び合衆国司法省に寄せられたため、当社は、両機関の要請により、かかる申立てについて調査を行っている。当社はかかる申立てを真摯に受け止め、SEC及び司法省に全面的に協力し、両機関に調査結果を報告している。当社の調査結果がどのような結論となるか定かではないが、当社の連結財務状態、経営成績又はキャッシュフローに重大な悪影響を及ぼすことはないものと当社では考えている。調査対象となっているこれらの国々における収益総額は、当社収益の2%に満たない。

ロックスター

当社及びサービス・プロバイダーである一部の当社顧客は、2013年12月、テキサス州西地区及びデラウェア地区において、ロックスター・コンソーシアム(「ロックスター」という。)の子会社により特許侵害の申立てを受けた。アップル、マイクロソフト、LMエリクソン、ソニー、ブラックベリーなどのメンバーを擁するロックスターは、ノーテル・ネットワークの破産手続きにおいて特許ポートフォリオ(「ノーテル・ポートフォリオ」という。)を購入した。ロックスターの子会社は、NGNルーティング、スイッチング及びコラボレーション製品の一部、並びにサービス・プロバイダーである当社の顧客が展開するビデオ・ソリューションが、ノーテル・ポートフォリオの一部特許を侵害していると主張する。ロックスターは損害賠償金の支払いを求めている。当社顧客であるサービス・プロバイダー1社について、2015年10月に公判が行われることとなった。その他の公判日は設定されていない。特許侵害の申立てに対し当社は様々な弁護を行うことができ、また、ロックスター及びそのメンバーの一部に対し、様々な攻撃的主張もできるが、その他の解決法も探ることとする。訴訟プロセスは不確実で、訴えも当事者も様々であることから、かかる訴訟の最終的な結論及び損失額について合理的に見積もることができない。

また、当社は通常の営業過程において、知的財産関係訴訟を含む、法的手続、賠償請求及び訴訟提起を受けている。これらの係争の結果は現時点では確定できないが、当社は、当該係争の解決に要する最終的な費用が当社の連結財務状態、連結経営成績及び連結キャッシュ・フローに重要な悪影響を与えとは考えていない。知的財産関係訴訟については、前述の「リスク要因 当社は他者の知的財産権を侵害しているとされる可能性がある。」を参照されたい。

第四部【組込情報】

- (1) 2013年度外国会社報告書及びその補足書類 平成25年11月25日 関東財務局長に提出
- (2) 2014年度外国会社半期報告書及びその補足書類 平成26年4月24日 関東財務局長に提出

尚、上記外国会社報告書及びその補足書類(平成25年11月25日提出)並びに外国会社半期報告書及びその補足書類(平成26年4月24日提出)は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用したデータを開示電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としている。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。